



TOKIO MARINE
NICHIDO

2018.8改定

契約締結前交付書面
(契約概要／注意喚起情報)

ご契約のしおり・約款

マーケットリンク

新変額保険(有期型)



東京海上日動あんしん生命

「特別勘定のしおり」をあわせてご確認ください。

●お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます。

<保険その他の金融商品の販売にあたって>

- ・お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- ・特に市場リスクを伴う投資性商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

<各種の対応にあたって>

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払に努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を商品開発や販売活動にいかしてまいります。

●各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- ・未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

照会先：あんしん生命 変額保険テレホンサービス

 **0120-517-104**

〈受付時間〉 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、
内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に**ご確認**いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特に**ご注意**いただきたい事項を記載しています。

➔ P1~10

ご契約のしおり

ご契約についての**重要事項**、**諸手続き**、**税法上の取扱い**など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

➔ P11~60

約款

「普通保険約款」と「特約条項」など、**ご契約についてのとりきめ**を記載しています。

➔ P61~91

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は[「ご契約のしおり」](#)、[「約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

1 商品の特長としくみについて

●保険商品の名称: マーケットリンク (新変額保険 (有期型))

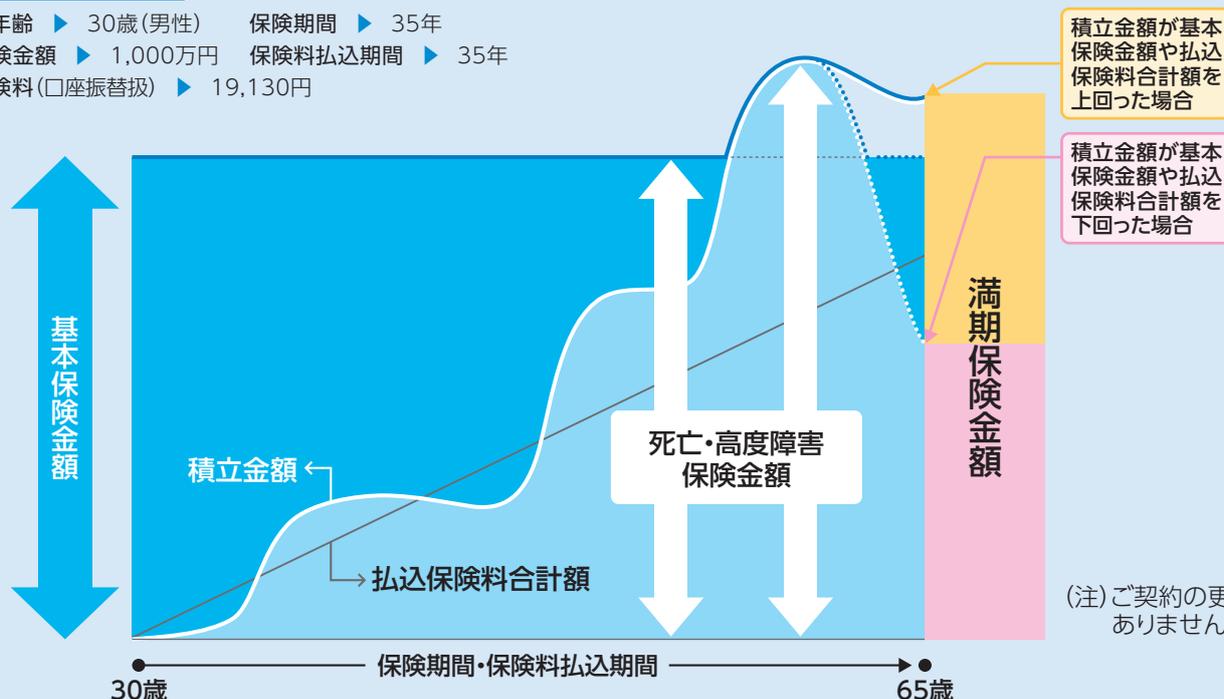
●商品の特長

- この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するしくみの生命保険です。特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券等の価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約返戻金等のお受け取りになる金額が、払込保険料の合計額を下回る場合があります。(最低保証はありません。)
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらの投資リスクはご契約者に帰属し、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。
- 被保険者が死亡・所定の高度障害状態に該当したときは、基本保険金額または死亡・所定の高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金または高度障害保険金としてお受け取りいただけます。また、保険期間満了時に被保険者が生存していた場合は、保険期間満了時の積立金額を満期保険金としてお受け取りいただけます。

ご契約例

(計算基準日:平成30年8月1日)

ご契約年齢 ▶ 30歳(男性) 保険期間 ▶ 35年
基本保険金額 ▶ 1,000万円 保険料払込期間 ▶ 35年
月払保険料(口座振替) ▶ 19,130円



上記のご契約例はイメージ図であり、積立金額の推移は例示です。将来の積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額などを保証するものではありません。

2 保障内容について

この保険で支払われる保険金および付加できる特約は以下のとおりです。特約はご契約に付加した場合のみ対象になります。詳細は、➡「[ご契約のしおり](#)」22ページ~をご確認ください。

主契約・特約	お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等
主契約 (新変額保険) (有期型)	死亡保険金	死亡したとき
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき
	満期保険金	保険期間満了時に生存しているとき
年金支払特約	満期保険金を一時金によるお支払いにかえて、年金でお支払いします。	
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします ^(※2) 。	
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

(※1) 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はいずれか1つのみお支払いし、重複してはお支払いしません。

(※2) 「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約の基本保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)とします。ただし、保険期間の満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。

<保険料の払込免除>

次の場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

3 解約返戻金・契約者配当金等について

<解約返戻金>

- 解約返戻金は、当社が解約に必要な書類を受け付けた日(解約日)の積立金額をお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^(※)を差し引いた金額をお支払いします。

(※) 解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等により異なります。

- 解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動(増減)し、運用実績によっては、払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。(最低保証はありません。)特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<契約者配当金>

この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

<高額割引制度>

基本保険金額が1,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

4 特別勘定について

この保険では、保険金・返戻金の原資となる積立金を運用するため、特別勘定を設け、他の保険種類の資産と区分して管理を行います。

各特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を主要投資対象とする投資信託を利用して運営されており、お客様のニーズにあわせて選択し、組み合わせることができます。

特別勘定の種類および運用方針

- 8種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます^(※1)。
- 特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することもできます。

(※1) 特別勘定は新たに設定または廃止することがあります。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
バランス40型	東京海上・世界インデックス・バランス40 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15%、外国株式25%、日本債券30%、外国債券30%です。 ^(※2)	東京海上アセットマネジメント株式会社
バランス60型	東京海上・世界インデックス・バランス60 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20%、外国株式40%、日本債券20%、外国債券20%です。 ^(※2)	東京海上アセットマネジメント株式会社
国内株式型	TMA日本株式インデックスVA (適格機関投資家限定)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX(東証株価指数)採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。	東京海上アセットマネジメント株式会社
外国株式型	東京海上セレクション・外国株式インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社
外国債券型	東京海上セレクション・外国債券インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社
新興国株式型	インデックスファンド 海外新興国(エマージング)株式	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	日興アセットマネジメント株式会社
海外REIT型	ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P先進国REIT指数(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	野村アセットマネジメント株式会社
マネー型	(特に定めません。)	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。	—

(※2) 資産ごとに次の指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス(資産配分の調整)を行います。

日本株式	TOPIX(東証株価指数)
外国株式	MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)
日本債券	NOMURA-BPI(総合)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。有価証券等については時価評価^(※3)を行います。有価証券等以外の資産については原価法によるものとします^(※4)^(※5)。

(※3)時価については、当社が毎営業日の20時までに合理的な方法により入手できる価格を使用します。

(※4)外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。

(※5)資産の評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。

特別勘定への繰入日

- 保険料から所定の費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日は以下のとおりです。

第1回保険料	ご契約日 ^(※6)
第2回以後の保険料	保険料のお払込方法(月払・年払)に応じて、月単位または年単位の契約応当日

(※6)責任開始期(当社がご契約上の保障を開始する時)の翌月1日をいいます。

特別勘定の主な投資リスクについて

- 主な投資リスクは以下のとおりです。

資産配分リスク	複数の資産に分散投資を行う場合、投資成果の悪い資産に対する配分が大きいと投資全体の成果も悪くなります。
価格変動リスク	有価証券等の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者の経営・財務状況の悪化等により、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、外交関係の悪化等の要因により、資産価値が減少することがあります。
流動性リスク	市場における売買量の低下により、最適な時期に有価証券等を売買することができず、機会損失が生じることがあります。



ご注意

- 特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどのやむを得ない場合には、ご契約者保護の観点から、以下のお取扱いをすることがあります。

- ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託が繰上げ償還になるなどの場合、当該特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。この場合、廃止する特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転いただきます。
- ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託の純資産総額が少額となったり、信託財産上限額に達するなどの場合、当該特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転(スイッチング)を停止することがあります。

- 特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。

- この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

5 諸費用について

- この保険にかかる費用は、保険関係費用および資産運用関係費用を合計した金額となります。払込保険料から保険関係費用の一部を控除した金額を特別勘定に繰り入れますので、払込保険料の全額を特別勘定で運用するものではありません。
- 解約・減額する場合または満期保険金を年金で受け取る場合は、所定の解約控除または年金管理費をあわせてご負担いただきます。
- 諸費用については、「注意喚起情報」の「お客様にご負担いただく費用について」(1ページ～)に記載していますので、ご参照ください。

6 ご検討に際してご留意いただきたい点

- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するため、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。
- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。なお、高度障害保険金が支払われた場合、その後に死亡保険金・満期保険金の請求を受けても、死亡保険金・満期保険金はお支払いしません。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- 実際のご契約内容(保険期間・基本保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等の該当箇所をご参照ください。

ご相談・ご意見・ご要望の窓口について

ご契約内容の変更等のお手続きやご契約に関する照会等につきましては、変額保険テレホンサービスへご連絡ください。
なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命 変額保険テレホンサービス

 **0120-517-104**

受付時間 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、[「ご契約のしおり」](#)、[「約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

お客様にご負担いただく費用について

◆この保険にかかる費用は以下のとおりです。

(1) 保険関係費用

項目	控除する時期等
①保険契約の締結および維持に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込みの免除に関する費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して 0.2% をその保険料から控除します。
③死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。
④基本保険金額を最低保証するための費用	毎日その日の終わりに積立金額に対して 年率0.375% を積立金から控除します。

●保険関係費用のうち、上記①および③の費用は、被保険者の年齢・性別・保険期間等によって異なります。また、上記③の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①および③の費用を具体的な金額や割合で表示することはできません。

(2) 資産運用関係費用

特別勘定	費用(信託報酬)	控除する時期
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
バランス40型	年率 0.2538% (税抜0.235%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
バランス60型	年率 0.2538% (税抜0.235%)	
国内株式型	年率 0.3240% (税抜0.300%)	
外国株式型	年率 0.2160% (税抜0.200%)	

特別勘定	費用(信託報酬)	控除する時期
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
外国債券型	年率 0.1944% (税抜0.180%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
新興国株式型	年率 0.5940% (税抜0.550%)	
海外REIT型	年率 0.4320% (税抜0.400%)	
マネー型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。	

●資産運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが^(※1)、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。

したがって、お客様はこれらの費用をこのご契約が保有する持分に依りて間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更・運用資産額の変動・消費税率の変更等により将来変更される可能性があります。

(※1) 海外REIT型の場合、上記の他、当社が投資信託の解約を行う際に、当社が解約した金額の0.3%が信託財産留保金として控除されることにより、特別勘定資産が減少します。

(3) 解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期
解約控除 ^(※2)	解約日または減額日における保険料の払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

(※2) 自動延長定期保険・変額払済保険・定額払済保険に変更する場合等も、保険料の払込年月数が10年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金等に解約控除がかかります。

●解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

(4) 年金支払特約にもとづく満期保険金の年金受取時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して0.45% ^(※3)	毎年の年金お支払いの基準日に責任準備金から控除します。

(※3) 2018年8月現在。年金基金設定日の年金管理費率が適用されるため上記と異なることがあります。

◆この保険にかかる費用の合計額は、(1) 保険関係費用および(2) 資産運用関係費用の合計額です。ただし、上記(3)または(4)の場合は、その費用をあわせてご負担いただきます。

投資リスクについて

- ◆この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するしくみの生命保険です。特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券等の価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約返戻金等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。
- ◆これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ◆運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客様のご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただきます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更し、または積立金の移転(スイッチング)を行う場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。
- ◆資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご参照ください。

その他ご留意事項について

- ◆被保険者が保険期間満了時に生存していたときにお支払いする満期保険金は、保険期間満了時の積立金額と同額となるため、最低保証はありません。また、解約または基本保険金額の減額をした場合等にお支払いする解約返戻金についても、最低保証はありません。

1

この保険は生命保険商品です。



- ◆この保険は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- ・商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館
- ・電話番号 ☎0120-517-104(変額保険テレホンサービス)
(受付時間) 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)
- ・ホームページ <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

2

クーリング・オフ (お申込みの撤回やご契約の解除) ができます。



- ◆お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

●クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合 ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合 ④法人をご契約者とする場合

●クーリング・オフに関するご注意

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、必ず郵便にてお申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

3

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



- ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことはなりません。



■ 傷病歴等がある方へのお引受けについて

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約のお引受けをお断りすることもあります。



■ 告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➤ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことからは、「告知書」に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。



➤ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➤ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

4 保障は告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します。



- ◆お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、「第1回保険料相当額のお払込みが完了した時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障を開始します。

【責任開始期の例示】



- ◆当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

5 第2回以後の保険料は、金融機関の口座から振り替えられます。



- 払込猶予期間、ご契約の失効、自動延長定期保険について
 - 保険料の口座振替ができなかった場合のために、払込期月の翌月1日から末日までを払込猶予期間として設けています。
 - 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)ただし、自動延長定期保険への変更が可能な場合には、あらかじめご契約者から特に反対のお申出がない限り、保険金額を定額とする延長定期保険に自動的に変更します。この場合、自動延長定期保険への変更日は、払込猶予期間の満了日の翌日とします。

【例:4月分保険料の口座振替と払込猶予期間】



- ご契約の復活について
 - 失効したご契約でも、失効日から3か月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

6

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



- ◆ 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。
 - 免責事由に該当した場合
(例: 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
ご契約者または保険金・給付金等の受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など)
 - 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金などのご請求の場合
(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
 - 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
 - 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
 - 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例: 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

7

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- ◆ 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますので、ご確認ください。
- ◆ 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者/代理店または(変額保険)保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

(変額保険)

保険金請求受付専用ダイヤル



0120-765-322

[受付時間] 平日9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆ 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆ 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



8

解約の際にはご注意ください。



- ◆お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は、お払込保険料の合計額よりも少なくなる場合があります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆解約返戻金は、当社が解約に必要な書類を受け付けた日(解約日)の積立金額をお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額(※)を差し引いた金額をお支払いします。

(※)解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等により異なります。



解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動(増減)し、運用実績によっては、お払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。(最低保証はありません。)

9

この商品では特別勘定による資産運用を行います。



- ◆特別勘定に属する資産の種類、運用方針、評価方法など、資産運用に関する事項については、契約概要「4.特別勘定について」をご確認ください。

10

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- ◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

11

各種お手続きの停止・取消などを行うことがあります。



- ◆ 天災、戦争その他の変乱、証券取引所等における取引の停止、特別勘定資産に係る国・地域等の著しい信用状況の悪化等の突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合は、各種手続きについて停止・取消などを行うことがあります。
- ◆ この場合、当社ホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載するとともに、該当するご契約者にお知らせします。

12

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



- ◆ 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。
 - 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合があります、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)
また、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*告知義務についての詳細は、注意喚起情報「3.最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」をご参照ください。
 - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
 - 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、がんの保障がない期間が発生します。
 - 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。
- ◆ この保険の保険期間中に所定の条件を満たす場合は、積立金を一時払保険料に充当することにより、保険金額を定額とする終身保険に変更することができます。終身保険に変更する場合のご注意点等については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

13 主な税務の取扱いは以下のとおりです。



- ◆お申込みいただいた保険料(正味払込保険料)は、「一般生命保険料控除」の対象となります。「一般生命保険料控除」は、受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」の場合に適用されます。
- ◆解約時(解約返戻金額が必要経費(払込保険料合計額)を上回り、差益が発生した場合)は、所得税(※)が課税されます。
- ◆死亡保険金の受取時には、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税(※)または贈与税が課税されます。
- ◆満期保険金の受取時には、満期保険金受取人がご契約者と同一人か別人かによって所得税(※)または贈与税が課税されます。

(※)2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課税されます。また、所得税の対象となるものについては住民税が課税されます。



ご注意

詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。また、上記内容は2018年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

14 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください。



- ◆当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記変額保険テレホンサービスへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先

変額保険テレホンサービス  **0120-517-104**

[受付時間] 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ◆一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

お問い合わせ先

ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>

- ◆生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり

■ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

\\ 目的から簡単に情報を検索! //



目的別 目次

■ご契約のお申込みについて

いつから保障が開始するのか知りたい。



保険会社の責任開始期

P19

申込みを撤回したい。



クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回またはご契約の解除)

P18

告知義務について知りたい。



健康状態・職業等の告知義務

P19

保険用語の意味を知りたい。



主な保険用語のご説明

P13

■保険の特長やしぐみについて

この保険の特長やしぐみを知りたい。



マーケットリンク

P22

特約について知りたい。



付加できる特約について

P25

特別勘定や資産運用について知りたい。



特別勘定と資産運用について

P28

■保険料について

保険料の払込方法を変えたい。



保険料の払込方法(経路)

P44

保険料払込みの猶予期間について知りたい。



保険料の振替日、猶予期間
および復活について

P44

保険料の負担を減らしたい。



保険料のお払込みが困難に
なられた場合の継続方法

P46

■保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の請求手続きについて知りたい。



保険金・給付金等の請求の流れと注意点

P34

保険金・給付金等の代理請求について知りたい。



保険金・給付金等の代理請求について

P41

保険金・給付金等が受け取れないケースについて知りたい。



保険金・給付金等をお支払いできない場合

P36

受取人を変更したい。



死亡保険金受取人の
変更について

P43

■ご契約後について

保険を解約したい。



ご契約の解約と解約返戻金

P50

急にお金が必要になった。



保険契約者に対する貸付け

P51

生命保険料控除や
保険金などにかかわる税金について知りたい。



生命保険と税金について

P52



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明 13



ご契約に際して

① 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 17

② 個人情報の取扱いに関するご案内 17

③ クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除) 18

④ ご契約のお申込みの際のご注意点 19

⑤ 保険会社の責任開始期 19

⑥ お取引時の確認事項について 20

⑦ 新たな保険契約への乗換え 20

⑧ 金融商品取引法における投資家区分について 21



保険の特長としくみ

⑨ 主契約について 22

⑩ 付加できる特約について 25

⑪ 特別勘定と資産運用について 28

⑫ 諸費用について 33



保険金・給付金等について

⑬ 保険金・給付金等の請求の流れと注意点 34

⑭ 保険金・給付金等のお支払期限について 36

⑮ 保険金・給付金等をお支払いできない場合 36

⑯ 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例 39

⑰ 保険金・給付金等の請求について 41

⑱ 保険金・給付金等の代理請求について 41

⑲ 死亡保険金受取人の変更について 43



保険料について

⑳ 保険料のお払込み 44

㉑ 保険料の振替日、猶予期間および復活について 44

㉒ 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法 46



保障内容の見直しについて

㉓ 終身保険への変更について 49



ご契約後について

㉔ ご契約の解約と解約返戻金 50

㉕ 保険契約者に対する貸付け 51

㉖ 生命保険と税金について 52

㉗ 情報提供とサービス 54

㉘ 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱い 55



生命保険に関するお知らせ

㉙ 生命保険契約者保護機構 57

㉚ 契約内容登録制度・契約内容照会制度 59

㉛ 支払査定時照会制度 60

㉜ ご契約内容等の取扱い 60



主な保険用語のご説明

このマークは、この保険独自の保険用語です。

(注)このご説明は、生命保険に関する一般的な用語を掲載しております。実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

う 受取人 (うけとりん)

保険金・給付金・年金などを受け取れる人のことをいいます。

か 解除 (かいじょ)

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約 (かいやく)

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金 (かいやくへんれいきん)

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)します。

き 基本保険金額 (きほんほけんきんがく)

死亡保険金および高度障害保険金のお支払額を計算する基準として、保険契約締結の際、ご契約者のお申出によって定めた金額をいいます。ただし、基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

給付金 (きゅうふきん)

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

< 繰入日 (くりいれび)

保険料を特別勘定に繰り入れる日のことをいいます。保険料を特別勘定に繰り入れる際、保険料から所定の費用が控除されます。

例 各回の保険料の繰入日

- 第1回保険料の繰入日: 契約日
- 第2回以後保険料の繰入日: 保険料の払込方法(回数)に応じて、月単位または年単位の契約応当日

け 契約応当日 (けいやくおうとうび)

ご契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例 契約日が2018年1月1日の場合

- 月単位の契約応当日: 2018年2月1日以降の毎月1日
- 年単位の契約応当日: 2019年以降毎年の1月1日

契約者貸付制度 (けいやくしゃかじつけいど)

一時的に資金がご入用のときに、解約返戻金の一定範囲内でお貸しする制度のことをいいます。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。

契約者配当金 (けいやくしゃはいとうきん)

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いするお金のことをいいます。ただし、契約者配当金は、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。※この保険には、契約者配当金はありません。

契約年齢 (けいやくねんれい)

被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算します。

例 40歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日 (けいやくび)

契約年齢、保険期間などの計算の基準となる日をいい、責任開始期の属する月の翌月1日となります。

こ 高額割引制度 (こうがくわりびきせいど)

基本保険金額が当社の定める一定の金額以上となる場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

更新 (こうしん)

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、保障を継続できる制度のことをいいます。※この保険には、更新のお取扱いはありません。

高度障害状態 (こうどしょうがいじょうたい)

高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、被保険者が両眼の視力を全く永久に失った場合など、約款に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務 (こくちぎむ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などのうち告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や特約が解除されることがあります。

告知書(こくちしょ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**(またはご契約者)自身でご回答いただく書面のことをいいます。

し 失効(しっこう)

猶予期間内に第2回以後の**保険料**のお払込みがないなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金・給付金・年金**などをお支払いできません。

指定代理請求人(していだりせいきゅうにん)

被保険者である**保険金・給付金**等の受取人が、病気やケガにより**保険金・給付金**等を請求する意思表示ができない等の場合に、**保険金・給付金**等の代理請求を行うことができる、あらかじめ指定された人のことをいいます。

自動延長定期保険(じどうえんちようていきほけん) ★

保険料のお払込みがないまま**保険料払込みの猶予期間**が過ぎた場合でも、所定の**解約返戻金**があるときは、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に自動的に変更し、ご契約を有効に継続させます。自動延長定期保険に変更した後は、**特別勘定**による運用は行いません。

支払限度(しはらいげんど)

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 入院給付金の支払限度

1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払事由(しはらいじゆう)

保険金・給付金・年金などを支払うことになる事象をいいます。

例 約款所定の被保険者の死亡、入院、手術など

主契約(しゅけいやく)

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款(しゅやっかん)

主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用(じゅんよう)

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

診査(しんさ)

医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法などもあります。

せ 責任開始期(日)(せきにんかいしき(び))

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といえます。

責任準備金(せきにんじゅんびきん)

将来の**保険金・給付金・年金**などをお支払いするため、当社が積み立てておくお金をいいます。

た 第1回保険料相当額(充当金)(だいいっかいほけんりょうそうとうがく(じゅうとうきん))

ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回**保険料**に充当されます。

ち 中途付加(ちゅうとふか)

保険期間の途中で**特約**を付加することをいいます。**保険金・給付金**等をお支払いする特約を中途付加することにより、保障内容を見直す方法の1つとしてご利用いただけます。

つ 積立金(つみたてきん) ★

特別勘定で管理されている資産のうち、この**保険契約**が保有する持分をいいます。積立金額は**特別勘定**の運用実績に応じて変動(増減)します。

て 定額払済保険(ていがくはらいずみほけん) ★

保険料のお払込みを中止し、**保険料払込済**の**養老保険**に変更することをいいます。保険金額は一般に小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。定額払済保険に変更した後は、**特別勘定**による運用は行いません。

と 特則(とくそく)

約款の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特別勘定(とくべつかんじょう) ★

新変額保険(有期型)契約に基づいて運用する資産を、当社の定める方法により他の資産と区別して管理するために設定される勘定をいいます。

特別条件 (とくべつじょうけん)

被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といえます。

特約 (とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項 (とくやくじょうこう)

特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

取消 (とりけし)

当事者の意思表示により、ご契約の当初に遡ってご契約の効力をなくすことをいいます。ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったことによりご契約が取り消された場合は、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

は 払込期月 (はらいこみぎげつ)

保険料の払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 契約応当日が4月1日の場合
 保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

ひ 被保険者 (ひほけんしゃ)

保険(保障)がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 普通保険約款 (ふつうほけんやっかん)

主契約の約款のことをいいます。

復活 (ふっかつ)

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますので、健康状態などによっては復活できないこともあります。

へ 変額払済保険 (へんがくはらいずみほけん) ★

保険料のお払込みを中止し、保険料払込済の変額保険に変更することをいいます。基本保険金額は一般に小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。変額払済保険に変更した後も、特別勘定による運用を行います。

ほ 保険期間 (ほけんきかん)

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの支払事由が発生した場合のみ、保険金・給付金などのお支払いの対象となります。ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。

保険金 (ほけんきん)

被保険者がお亡くなりになったときや、当社所定の高度障害状態になられたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利(たとえば、契約内容の変更などの請求)と義務(たとえば、保険料を払い込む義務)を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券 (ほけんしょうけん)

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度 (ほけんねんど)

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…とあります。

保険年齢 (ほけんねんれい)

契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が2018年1月1日、契約年齢が40歳の場合
 保険年齢は、2019年1月1日より41歳、2020年1月1日より42歳、…となります。

保険料 (ほけんりょう)

ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間 (ほけんりょうきかん)

保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法(回数) (ほけんりょうのはらいこみほうほう(かいすう))

保険料の払込方法(回数)には、保険種類に応じて、月払、年払等があります。

保険料の払込方法(経路) (ほけんりょうのはらいこみほうほう(けいろ))

保険料の払込方法(経路)には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込みなどがあります。

保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。

保険料払込みの免除 (ほけんりょうはらいこみのめんじょ)

被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の保険料のお払込みを免除することをいいます。

保険料払込みの免除事由

(ほけんりょうはらいこみのめんじょじゆう)

保険料のお払込みが免除される事象をいいます。

例 被保険者の不慮の事故による所定の身体障害の状態など

保険料払込みの猶予期間

(ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)

保険料の口座振替ができなかった場合に、保険料のお払込みが猶予される期間のことをいいます。

例 第2回以後の保険料払込みの猶予期間

払込期月の翌月初日から末日まで

保険料率(ほけんりょうりつ)

保険料を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する保険料のことをいいます。

ま

マーケットリンク(まーけっとりんく)



新変額保険(有期型)の愛称(ペットネーム)です。

む

無効(むこう)

ご契約の当初からご契約の効力がなくなることを行います。**保険金・給付金**等を不法に取得する目的で加入されたと認められたことにより、ご契約が無効となった場合には、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻しません。

め

免責事由(めんせきじゆう)

保険金・給付金等のお支払事由や、**保険料払込みの免除事由**に該当しているものの、**保険金・給付金**等のお支払いまたは**保険料払込みの免除**ができない、**約款**所定の事由をいいます。

例 ご契約後3年以内の自殺、
酒気帯び運転中の事故による入院など

や

約款(やっかん)

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、**普通保険約款**と**特約条項**があります。

ゆ

ユニット数(ゆにっとすう)



特別勘定で管理されている資産のうち、このご契約が保有する持分の単位数をいいます。

ユニットプライス(ゆにっとぷらいす)



特別勘定で管理されている資産の1ユニットあたりの価格をいいます。

よ

予定利率(よていりりつ)

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを**予定利率**といいます。



ご契約のしおり

ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



① 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

② 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。この保険(マーケットリンク)は、生命保険募集人のうち一般社団法人生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、一般社団法人生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等(保険契約の復活・特約の中途付加等)をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末の変額保険テレホンサービスまでご連絡ください。

2 個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|---|--|
| ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

<補足>

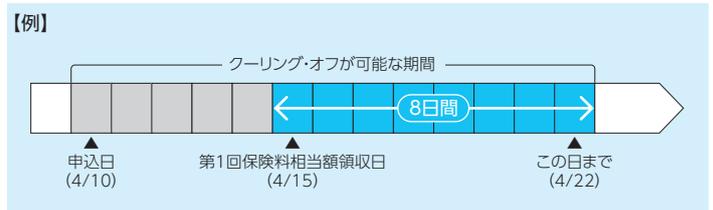
生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は下記照会先までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

照会先	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 お客様相談コーナー [受付時間] 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)	 0120-630-077
-----	---	---

3 クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます。)は、「**ご契約のお申込日**」または「**第1回保険料相当額の領収日(※)**」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。



(※)金融機関からの直接振込の場合、「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した日」をいいます。

お申出方法

- クーリング・オフは、**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力を生じます。必ず**郵便にて**右記住所宛にお申し出ください。
- 郵送する書面には右記の項目をご記入ください(ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてお申し出ください)。
- クーリング・オフがあった場合は、当社は、お申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
- クーリング・オフができない場合等の注意点につきましては、注意喚起情報「2.クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができません。」をご参照ください。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
 東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

お申込人(契約者)ご自身で署名ください。

③住所 東京都××区〇〇〇

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 ××××××××××

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 ○○銀行××支店 普通○○○○○○

口座名義人 アンシン タロウ

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください。)

4 ご契約のお申込みの際のご注意点

① 申込書・告知書・意向確認書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。
- ご契約者は、お申込みいただく保険の内容がご自身のご意向やご加入の目的、財産の状況等に沿った内容となっているかを十分にご確認のうえ、「意向確認書(兼適合性確認書)」への記入、署名をお願いします。

② 健康状態・職業等の告知義務

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じたお引受けを行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。
- 他の注意点につきましては、注意喚起情報「3. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」をご参照ください。

③ 保険料のお払込みについて

- ご契約のお申込みにあたっては、第1回保険料相当額を当社の指定する口座にお払い込みいただきます。
(注)当社からは保険料領収証は発行いたしませんので、金融機関が発行する振込金受領証を保管してください。

④ 保険証券の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者/代理店または保険証券表示の照会先へご連絡ください。



⑤ ご契約の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

⑥ その他

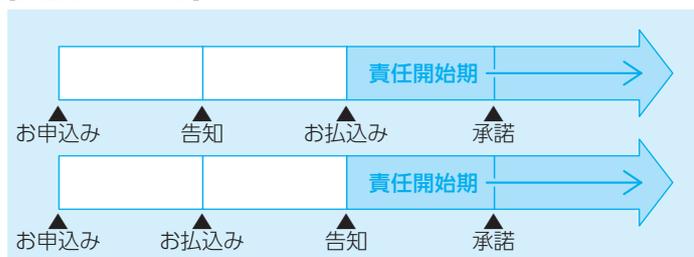
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。十分にご確認のうえ、お申し込みください。

5 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾(お引き受けすることを決定)した場合には、「第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(※)」または「告知の時」のいずれか遅い時からご契約上の保障を開始します。

(※)金融機関からの直接振込の場合、「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時」をいいます。

【責任開始期の例示】



契約日について

- この保険の契約日(契約年齢、保険期間などの計算の基準となる日)は、責任開始期の属する月の翌月1日です。
- 責任開始期から契約日の前日までの間に死亡保険金・高度障害保険金のお支払事由に該当し、その保険金をお支払いするときは、責任開始日を契約日とみなして取扱います。

6 お取引時の確認事項について

① 犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項等の確認

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、次の本人特定事項等を所定の方法により確認させていただくことがあります。

- ・個人のお客様の場合 … 氏名、住居、生年月日および職業等
- ・法人のお客様の場合 … 名称、本店等の所在地および事業の内容等

① 確認の対象者について

- ・お客様が代理人を利用してお取引をされる場合は、お客様と、実際にお取引をなさる代理人双方の本人特定事項等を確認させていただくことがあります。
- ・お客様が法人の場合は、お客様である法人と、実際にお取引をなさるご担当者双方の本人特定事項等を確認させていただくことがあります。

② その他

- ・お客様が、本人特定事項等の確認に際して氏名、住居、生年月日および職業等を偽ることは「犯罪収益移転防止法」で禁止されており、お客様に隠ぺいの目的があった場合には、罰則が科せられます。
- ・金融機関である当社(あんしん生命)は、お客様が本人特定事項等の確認に応じない場合には、お取引に係る義務の履行を拒むことができるとされており、お客様は金融機関である当社(あんしん生命)に対して契約上の義務の履行を要求できません。
- ・ご契約に際して、「犯罪収益移転防止法」に基づき確認させていただいた内容について、ご契約後に、変更の有無・変更後の内容を所定の方法により確認させていただくことがあります。

② 実特法に基づく税務上の居住地国等の確認

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法)」に基づき、「税務上の居住地」等を記載した届出書をご提出いただくことが必要な場合があります。

届出書のご提出後、「税務上の居住地」に異動があった場合も、お手続きが必要ですので、当社までご連絡ください。

- ・外国金融機関を利用した租税回避を防止するため、国内外の税務当局間で共通報告基準(CRS)にしたがって非居住者の金融口座情報を自動的に交換する制度を実施することに伴い、実特法が改正されました。
- ・報告金融機関等である当社(あんしん生命)は、お客様からご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、所轄の税務署長にご契約情報等を報告することが義務付けられています。
- ・届出書の記載内容に虚偽があった場合、お客様が実特法に基づき罰則を科せられることがあります。

③ FATCAに基づく米国納税義務者の確認

米国法「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、お客様が米国における納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁にご契約情報等の報告を行っています。

ご契約後、渡米等の環境の変化等によって、米国における納税義務者に該当することとなった場合は、当社までご連絡ください。

- ・「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対して、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。
- ・米国における納税義務者には、一般的に直近3年間で183日以上米国に滞在する者および米国永住権所有者を含みます。
- ・お客様が米国における納税義務者に該当しないことを宣誓いただくことにより確認を行います。該当する場合は、所定の書面を別途ご提出いただきます。

7 新たな保険契約への乗換え

保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、お客様にとって不利益になる事項がありますので、特に次の内容についてご注意ください。

- ・現在のご契約を解約するにあたっては、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
- ・新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
- ・他の注意点につきましては、注意喚起情報「12.ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。」をご参照ください。

8 金融商品取引法における投資家区分について

金融商品取引法は、お客様を「特定投資家」と「一般投資家」とに区分し、この区分に応じて金融商品取引業者等の行為規制に差異を設けています。

- 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方は、保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、当社に対して「一般投資家」として取扱うようにお申出いただくことができます。
- 詳細につきましては当社ホームページ (<http://www.tmn-anshin.co.jp/>) をご覧いただくか、当社変額保険テレホンサービスまでご連絡をお願いいたします。

《ご連絡先》

あんしん生命 変額保険テレホンサービス

 **0120-517-104**

[受付時間] 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)



- 法令等の規定により「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取扱う場合と「一般投資家」として取扱う場合とで、お手続き等に相違はありません。(特定投資家に対しても、一般投資家と同様の商品説明等をさせていただきます。)
- 投資家区分の変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れることがあります。
- 「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合は、金融商品の販売等に関する法律第3条第7項第1号の政令で定める者(特定顧客)に該当するため、同法に定める重要事項説明義務および重要事項説明義務に違反した場合の損害賠償にかかる規定の適用が受けられないこととなります。



保険の特長としくみ

9 主契約について

マーケットリンク (新変額保険 (有期型))

特長 1



特別勘定の運用実績に基づいて満期保険金額、解約返戻金額等が変動(増減)します。

◆この保険に基づく資産を分別管理するための特別勘定を設定して、保険金・返戻金の原資となる積立金を運用し、資産運用の成果を満期保険金額、解約返戻金額等に直接反映させます。

特長 2



8つの特別勘定から運用対象をお選びいただけます。

◆この保険の**特別勘定**は、「バランス40型」「バランス60型」「国内株式型」「外国株式型」「外国債券型」「新興国株式型」「海外REIT型」「マネー型」の8種類があり、保険料を繰り入れる特別勘定とその繰入割合を選択、指定できます。

特長 3



死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。

◆保険期間中に被保険者が死亡・高度障害状態になったときは、基本保険金額または死亡・高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金、高度障害保険金としてお支払いします。

特長 4



保険期間満了時には、満期保険金をお支払いします。

◆保険期間満了時に被保険者が生存していたときは、特別勘定の運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。
◆満期保険金の額は、保険期間満了時の積立金額と同額とし、お払込保険料の合計額を下回ることがあります。(満期保険金に最低保証はありません。)

特長 5



高額割引制度があります。

◆この保険の基本保険金額が1,000万円以上の場合、**高額割引制度**にもとづく保険料の割引が適用されます。



・特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券等の価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約返戻金等のお受け取りになる金額が、払込保険料の合計額を下回る場合があります。(最低保証はありません。)

・特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらの投資リスクはご契約者に帰属し、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。

⚠️ ご注意

この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。また、ご契約を更新することはできません。

⚠️ ご注意

この保険の保険料払込期間は保険期間と同一とします。また、保険料を一時払により払い込むことはできません。

📖 ご参考

🔍 **特別勘定**の詳細は、契約概要「4.特別勘定について」または「特別勘定のしおり」をご参照ください。

⚠️ ご注意

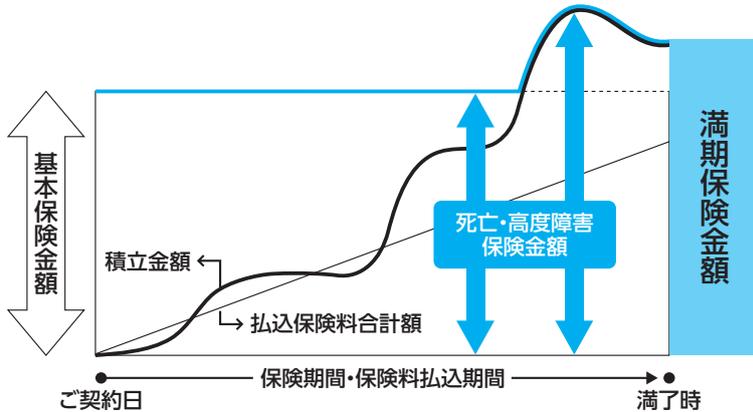
基本保険金額の減額等により、条件を満たさなくなった場合は、**高額割引制度**が適用されなくなります。

○ 保険の仕組みについて

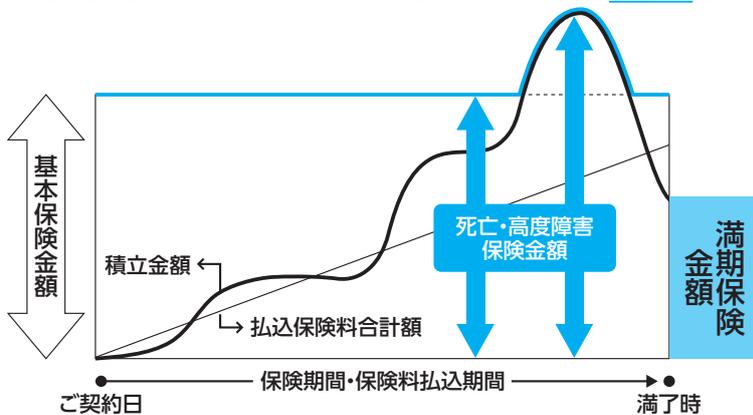
- マーケットリンクは、満期保険金額、解約返戻金額等が変動(増減)する仕組みの保険です。保険の内容、特質をご理解いただくために下記イメージ図および例表をご参照ください。

【イメージ図】

<例1：保険期間満了時の積立金額が基本保険金額や払込保険料合計額を上回った場合>



<例2：保険期間満了時の積立金額が基本保険金額や払込保険料合計額を下回った場合>



- 下記の例表の数値は、特別勘定の運用実績が例示の利率(-2.75%、0%、2.75%、5.5%)で保険期間を通して一定に推移したものと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際の解約返戻金額等は、運用実績により変動(増減)しますので、**将来のお支払額をお約束するものではありません。**

【ご契約例】

月払保険料：19,130円、保険期間・保険料払込期間：35年、基本保険金額：1,000万円、
被保険者の性別・契約年齢：男性・30歳

(単位：万円)

経過年数	払込保険料合計額	積立金額				解約返戻金額			
		特別勘定の運用実績 (%)				特別勘定の運用実績 (%)			
		-2.75%	0%	2.75%	5.5%	-2.75%	0%	2.75%	5.5%
1年	22	17	17	17	18	0	0	0	1
2年	45	34	35	36	37	19	20	21	22
3年	68	50	52	55	57	37	39	41	44
4年	91	66	70	74	78	55	59	63	67
5年	114	82	88	94	101	72	78	84	91
7年	160	111	123	135	149	105	117	130	144
10年	229	152	175	201	232	152	175	201	232
15年	344	212	261	322	403	212	261	322	403
20年	459	263	344	459	625	263	344	459	625
25年	573	305	426	614	917	305	426	614	917
30年	688	342	508	791	1,304	342	508	791	1,304
35年	803	379	596	1,000	1,810	379	596	1,000	1,810

(注) 経過年数は契約日から起算した年数をいいます。上記の例表は各年度の末日を基準とし、当年度末までの保険料の全額が払い込まれたことを前提として計算しています。なお、万円未満の端数は切り捨てて記載しています。

⚠️ ご注意

満期保険金額、解約返戻金額は、それぞれ保険期間満了時、解約日の積立金額と同額とします。ただし、保険料の払込年月数が10年未満の場合、解約返戻金には解約控除が適用されます。

⚠️ ご注意

例示の利率は、保険関係費用・資産運用関係費用を控除した後の年換算の運用利回りです。また、例示の利率は運用実績の上限または下限を示すものではありません。このため、実際の解約返戻金・積立金が例示の金額を下回る場合もあります。

⚠️ ご注意

払込保険料から一定の費用を控除した金額が特別勘定に繰り入れられ、その後も一定の費用が特別勘定の積立金から控除されます。費用の詳細は「①特別勘定と資産運用について」の「積立金額の計算方法(ユニット方式)」をご参照ください。なお、左記の例表中、解約返戻金額は解約控除を差し引いた後の金額を記載しています。

○ 保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お支払いする額	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に 所定の高度障害状態 になられたとき	基本保険金額または保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額	被保険者 (ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人および満期保険金受取人がご契約者である場合は、ご契約者)
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	保険期間満了時の積立金額と同額	満期保険金受取人



ご注意

- ・死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金はいずれか1つのみお支払いし、重複してはお支払いしません。
- ・高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払ったときは、その後に死亡保険金・満期保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。
- ・被保険者が死亡された場合、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いしますので、ご契約者は被保険者の死亡後にご契約を解約し解約返戻金を請求することはできません。
- ・満期保険金の額は、保険期間満了時の積立金額と同額とし、お払込保険料の合計額を下回ることがあります。(満期保険金に最低保証はありません。)

○ 保険料払込みの免除

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。

別表参照

●**所定の高度障害状態**については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

⚠ご注意

高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

別表参照

●**不慮の事故**については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、●**所定の身体障害の状態**については、「普通保険約款別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

10 付加できる特約について

目的	特約	参照ページ	
		しおり	約款
満期保険金を年金で受け取るには	年金支払特約	P.25	P.78
保険金を生前に活用したいとお考えのときは	リビング・ニーズ特約	P.26	P.81



ご注意

- ご契約後にも特約を付加(中途付加)することができます。ただし、将来事前の予告なく、特約の販売を停止することがあります。また、特約の販売停止等に伴い、特約の中途付加のお取扱いを停止させていただくことがあります。
- ご契約の種類、内容およびご契約形態などによっては、お取り扱いできない場合があります。

年金支払特約

特長



満期保険金を一時金によるお支払いに代えて、年金でお支払いします。

- ◆満期保険金のお支払事由が生じた日以降の**年金支払期間**中、毎年年金をお支払いします。

この特約の保険料は不要です。



ご注意

この特約は満期保険金のお支払事由発生前に限り付加することができます。

ご注意

年金支払期間は10年です。

ご参考

死亡時未払年金受取人については、「年金支払特約条項第8条(年金受取人の死亡)」をご参照ください。

ご注意

年金の現価は、将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。

ご注意

年金受取時には年金管理費をご負担いただきます。詳細は注意喚起情報「お客様にご負担いただく費用について」をご参照ください。

年金のお支払い

お支払いする年金	年金お支払いの基準日	お受け取りになる人
第1回年金	満期保険金のお支払事由が生じた日 ([年金支払開始日]とといいます。)	年金受取人 (満期保険金の受取人)
第2回以降の年金	年金支払期間 中の年金支払開始日の年単位の応当日(※)	

(※)年金支払開始日以降に年金受取人が死亡された場合は、**死亡時未払年金受取人**に未払年金の現価をお支払いします。

- 満期保険金のお支払事由が生じた日を年金基金設定日(年金支払開始日)として、満期保険金の全部を年金基金に充当します。(年金充当割合は100%のみとし、満期保険金の一部のみを充当することはできません。)
- 年金額は、年金基金設定日における当社の定める率により年金基金をもとに計算されます。ただし、年金額が当社の定める金額に満たない場合には、年金のお支払いは行わず、満期保険金を一時金でお支払いします。
- 年金支払開始日以降でも、将来の年金受取に代えて、その**年金の現価**を一括してお受け取りいただけます。



ご注意

- 積立金額は特別勘定の運用実績に応じて毎日変動(増減)するため、満期保険金のお支払事由が生じた保険期間満了時の積立金額を計算した後で年金額が確定します。このため、**第1回年金のお支払いは、年金支払開始日より後になります。**
- 年金支払開始日以後は特別勘定による運用は行いません。**
- 主契約が満期保険金のお支払い以外の事由により消滅したとき、この特約は消滅します。

リビング・ニーズ特約

特長 1



被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、
特定状態保険金をお支払いします。

- ◆ 病気によるとケガによるとを問わず、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、ご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて、被保険者に特定状態保険金をお支払いします。

特長 2



必要な金額を指定することにより、遺族保障を継続
できます。

- ◆ 特定状態保険金のご請求額(指定保険金額)は、主契約の基本保険金額以内で、かつ被保険者お一人について**3,000万円**以内でご指定いただけます。
- ◆ **基本保険金額の一部をご請求されたとき**は、主契約の基本保険金額のうち、指定保険金額に対応する部分が消滅し、残りの部分は保障が継続します。

○ 保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特定状態保険金	被保険者の 余命が6か月以内 と判断されるとき	被保険者 (ご契約者が法人で、かつ主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人がご契約者である場合は、ご契約者)

- 特定状態保険金のお支払いは、1契約について1回とし、お支払いした後は、この特約は消滅します。(消滅後に、さらにこの特約を中途付加することはできません。)
- 主契約の保険期間の満了前1年以内は、この特約の保険金の請求はできません。

○ 保険金のお支払額

- 特定状態保険金のお支払いの際は、特定状態保険金の受取人がご請求された指定保険金額から、6か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

$$\text{お支払金額} = \text{特定状態保険金の受取人がご請求された金額 (指定保険金額)} - \left(\begin{array}{l} \text{指定保険金額に} \\ \text{対応する6か月分の} \\ \text{利息} \end{array} + \begin{array}{l} \text{指定保険金額に} \\ \text{対応する6か月分の} \\ \text{保険料相当額} \end{array} \right)$$

- ただし、ご請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、次の金額を追加してお支払いします。

$$\text{追加してお支払する金額} = (\text{ご請求日における積立金額} - \text{基本保険金額}) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{基本保険金額}}$$

この特約の保険料は不要です。



⚠️ ご注意

限度額 (**3,000万円**以内) は、他のご契約と合算します。

⚠️ ご注意

基本保険金額の一部をご請求されたときは、基本保険金額から指定保険金額を差し引いた割合と同じ割合で積立金額も減少します。

⚠️ ご注意

余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命が6か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等にもとづいて当社が行います。

⚠️ ご注意

特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社に到着した日をご請求日とします。

○ 保険金請求後のご契約の取扱い

<p>(1) 基本保険金額の全部をご請求された場合</p> <p>↓</p> <p>請求日にさかのぼって保険契約は消滅します。</p>	
<p>(2) 基本保険金額の一部をご請求された場合</p> <p>↓</p> <p>指定保険金額に対応する部分が請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。</p>	

○ 指定代理請求制度について

- 特定状態保険金は、受取人である被保険者からご請求いただきますが、被保険者が特定状態保険金のご請求をできない特別な事情がある場合には、あらかじめご指定のある指定代理請求人が、被保険者の代理人としてご請求いただくことができます。
- リビング・ニーズ特約において指定代理請求人を指定する場合、指定代理請求特約を付加する必要があります。



ご注意

- 特定状態保険金の受取人が法人の場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。
- 特定状態保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して特定状態保険金の請求を受けてもお支払いしません。
- この特約の保険金請求後の被保険者(またはご契約者)からの照会について、当社は直接の回答をせず、指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがあります。

⚠ ご注意

特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社に到着した日をご請求日とします。

⚠ ご注意

左記(2)の場合、特定状態保険金のお支払後も、継続する部分の保険料は、お払込みが必要です。
 なお、基本保険金額から指定保険金額を差し引いた割合と同じ割合で積立金額も減少し、減少部分については、解約返戻金はお支払いしません。

ご参考

詳しくは、「[18](#) 保険金・給付金等の代理請求について」をご参照ください。

11 特別勘定と資産運用について

○ 特別勘定について

- ご契約いただいたマーケットリンクは、資産運用の成果を満期保険金額、解約返戻金額等に直接反映させるため、他の保険種類の資産と区分して資産の管理・運用を行います。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株価や債券等の価格の下落・為替の変動等による投資リスクも負うこととなります。この保険では資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則としてこの保険のご契約のみに割り当てられ、他の保険種類のご契約に割り当てられることはありません。
- この保険では、運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者のニーズに応じてご自身の判断で特別勘定の種類および保険料の繰入割合を決めていただきます。この複数の特別勘定の資産は、それぞれ独立して管理運用されています。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切指図することができません。



●**特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、投資リスクはご契約者に帰属し、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。**

●特別勘定の運用成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

○ マーケットリンクの特別勘定の特徴

- ご契約者がリスク特性の異なる資産クラスを組み合わせることで分散投資をはかることができるように、国内株式、外国株式、外国債券等を主要資産とする各種の特別勘定を設けました。
 - 各特別勘定の投資対象となる投資信託は、市場の動きを示す指数（インデックス）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - 上記に加えて、中長期的な分散投資を補強するため、国内外の債券・株式を主要資産とし、資産配分を一定に保つ機能を備えたバランス型の特別勘定を2種類用意しました（※）。
- （※）資産ごとの指数（インデックス）を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。



いずれの特別勘定も、外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを行いません。

○ 特別勘定の管理運営方針

- 当社は、当社の定める方法により特別勘定の管理運営を行います。
- 当社は、主として外部の運用会社が運用する投資信託等に投資することにより、特別勘定の資産運用を行います。運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価は、当社が行います。
- 特別勘定の投資対象となる投資信託、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。
- すでに設定された特別勘定を廃止することまたは特別勘定への移転および繰入を停止することがあります。

ご参考

各特別勘定の詳細は、契約概要「4. 特別勘定について」または「特別勘定のしおり」をご参照ください。

なお、左記にかかわらず、将来、この保険の特別勘定グループ内の特別勘定を新設・廃止したり、特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等を変更することがあります。

▲ ご注意

左記に加えて、マーケットの先行きが読みにくい局面で、資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけるよう、円建ての預貯金、短期金融商品を対象とするマネー型の特別勘定を用意しています。

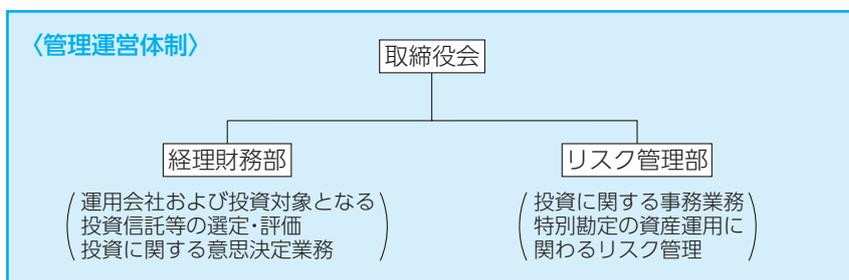
ただし、諸費用の控除等により積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

▲ ご注意

特別勘定資産は、主に投資信託に投資することにより運用されますが、解約返戻金等のお支払いや積立金の移転（スイッチング）等に備えて一定の現預金も保有します。

特別勘定の管理運営体制

- この保険の特別勘定の管理運営に関する業務は下図の体制のもとで行います。
- 運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価、投資に関する意思決定業務は、当社の経理財務部にて行います。
- 経理財務部と独立して設置された当社のリスク管理部において、受渡・決済等の投資に関する事務業務を行うとともに、特別勘定の資産運用に関するリスク管理を実施します。



特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。
- 特別勘定資産の**評価方法**は、以下のとおりとします(※1)。
 - ①有価証券等については時価評価(※2)を行います。
 - ②有価証券等以外の資産については**原価法**によるものとします。
 (※1)外貨建資産および負債の換算方法については、**期末時換算法**によります。
 (※2)時価については、当社が毎営業日の20時までに合理的な方法により入手できる価格を使用します。

保険料の特別勘定への繰入れ

- お申込みいただく保険料から、**保険関係費用**のうち保険契約の締結および維持に必要な費用ならびに保険料払込みの免除に関する費用を差し引いた金額を、特別勘定に繰り入れます。
- 保険料の特別勘定への繰入日は以下のとおりです。

第1回保険料	ご契約日
第2回以後の保険料	保険料のお払込方法(月払・年払)に応じて、月単位または年単位の契約応当日

- 特別勘定へ繰り入れられた金額は特別勘定ごとに運用し、そこから、**資産運用関係費用**や、**保険関係費用**のうち危険保険料に相当する費用および基本保険金額を最低保証するための費用が控除されます。

積立金額の計算方法

- 特別勘定資産のうちご契約者の持分である積立金額は、**ユニットプライス**と**ユニット数**により計算します。
- ユニットプライス**および**ユニット数**は、以下のとおり変動(増減)します。その変動に応じて、積立金額も変動(増減)します。

ユニットプライス	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月末にその日のユニットプライスが決まります。 ・ユニットプライスは、特別勘定の運用実績を反映するとともに、次の費用が控除されることなどにより毎日変動(増減)します。 <ol style="list-style-type: none"> ①保険関係費用のうち基本保険金額を最低保証するための費用 ②資産運用関係費用
ユニット数	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の特別勘定への繰入時に、その前日のユニットプライスで特別勘定ごとにユニットを購入します。 ・月単位の契約応当日の始めに、保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用を控除することによりユニット数が減少します。 ・基本保険金額の減額や積立金の移転(スイッチング)等を行う場合、それに伴ってユニット数が変動(増減)します。

⚠️ ご注意

特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、将来変更することがあります。

⚠️ ご注意

左記は2018年8月現在の管理運営体制です。管理運営体制は、将来変更されることがあります。

⚠️ ご注意

評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。

ご参考

原価法とは、資産の取得原価をもとにその価額を評価する方法をいいます。

ご参考

期末時換算法とは、外貨建資産および負債の評価にあたって、期末時の為替レートをを用いて換算する方法をいいます。

ご参考

保険関係費用および**資産運用関係費用**の詳細については、「**⑫ 諸費用について**」および注意喚起情報「お客様にご負担いただく費用について」をご参照ください。

⚠️ ご注意

ご契約日とは、責任開始期(当社がご契約上の保障を開始する時)の翌月1日をいいます。

⚠️ ご注意

ユニットプライスとは、特別勘定で管理されている資産の1ユニットあたりの価格をいいます。

⚠️ ご注意

ユニット数とは、特別勘定で管理されている資産のうち、このご契約が保有する持分の単位数をいいます。

① 特別勘定繰入額の計算方法

月払保険料または年払保険料から、保険関係費用のうち、保険契約の締結および維持に必要な費用ならびに保険料払込みの免除に関する費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れます。

$$\text{特別勘定繰入額} = \begin{array}{l} \text{月払保険料} \\ \text{または} \\ \text{年払保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険関係費用のうち} \\ \text{①保険契約の締結および維持に必要な費用} \\ \text{②保険料払込みの免除に関する費用} \end{array}$$

② ユニット数の計算方法

保険料の特別勘定への繰入時に、その前日のユニットプライスで特別勘定ごとにユニットを購入します。繰入時に購入するユニット数は、特別勘定ごとに次の算式で計算されます。

$$\text{購入するユニット数} = \frac{\text{特別勘定繰入額}}{\text{繰入日の前日のユニットプライス}}$$

月単位の契約応当日の始めに、保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用が控除されます。費用が控除されることにより減少するユニット数は、特別勘定ごとに次の算式で計算されます。

$$\text{危険保険料に相当する費用が控除されることにより減少するユニット数} = \frac{\text{保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用}}{\text{月単位の契約応当日の前日のユニットプライス}}$$

③ ユニットプライスの計算方法

毎日末におけるユニットプライスの計算方法は、特別勘定ごとに以下のとおりです。

$$\text{当日のユニットプライス} = \frac{\text{前日のユニットプライス} \times \left[\frac{\text{当日末純資産総額}^{(*)}}{\text{当日始純資産総額}} - \frac{\text{保険関係費用のうち基本保険金額を最低保証するための費用}(\%)}{365} \right]}{1}$$

(※)当日末純資産総額は、当日の資産運用関係費用を控除した後のものとします。

④ 積立金額の計算方法

積立金額は、計算日のユニットプライスに、計算日におけるご契約のユニット数を乗じて計算します。複数の特別勘定で積立金を運用している場合の積立金額は、各特別勘定の積立金額の合計となります。

$$\text{積立金額} = \text{計算日のユニットプライス} \times \text{計算日のユニット数}$$

○ 特別勘定への保険料の繰入割合の指定と変更

- ご契約者は、ご契約の際、**保険料**を繰り入れる特別勘定を選択することができます。
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の**繰入割合**を指定していただきます。
- ご契約者は、ご契約時に選択した特別勘定の種類および各特別勘定への保険料の**繰入割合**を変更することができます。
- 保険料の繰入割合の変更は、当社が保険料の繰入割合の変更を受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から反映されます。

⚠️ ご注意

左記各算式における「特別勘定繰入額」および「保険関係費用のうち危険保険料に相当する費用」は、いずれも特別勘定ごとに割り当てられたものをいいます。

⚠️ ご注意

特別勘定への保険料の繰入割合の指定・変更に関する具体的なお取扱いやお手続きは将来変更されることがあります。

⚠️ ご注意

特別勘定に繰り入れる際に、**保険料**のうち、保険契約の締結および維持に必要な費用ならびに保険料払込みの免除に関する費用を控除します。

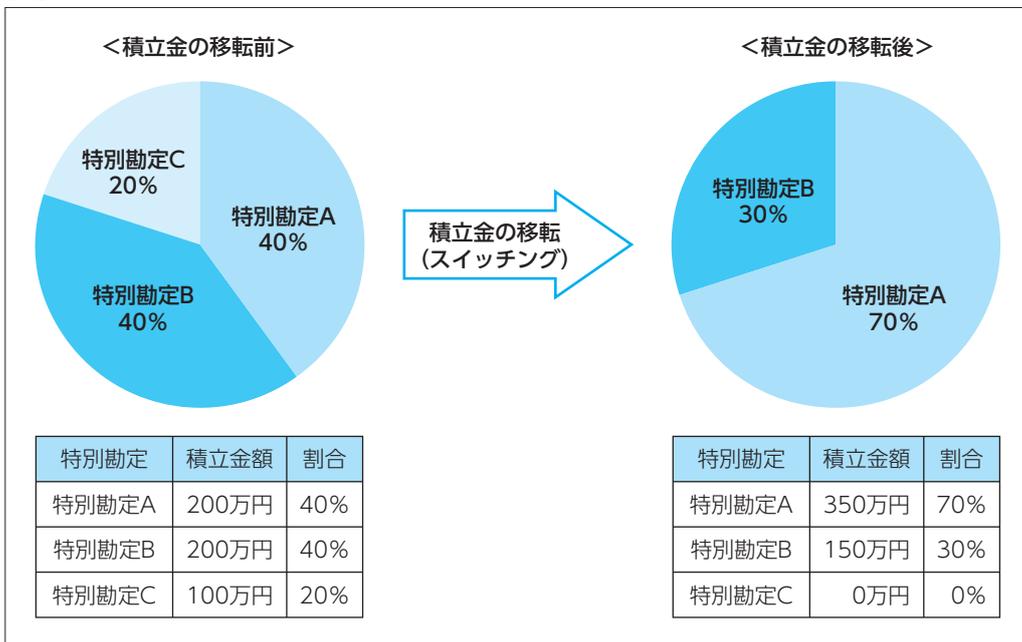
⚠️ ご注意

繰入割合の指定および変更は、1%単位とします。

○ 積立金の移転(スイッチング)

- ご契約者は、特別勘定の積立金をこの保険の**特別勘定グループ**内の他の特別勘定に移転することができます。
- 積立金の移転(スイッチング)は、移転後の特別勘定の割合を1%単位でご指定いただき、ご契約者が保有するすべての特別勘定の積立金をご指定の特別勘定の割合に再配分する方法で行います。

【例】各特別勘定の積立金の合計額が500万円のとときに積立金の移転(スイッチング)を行う場合



- 積立金の移転(スイッチング)は、**1保険年度**につき12回を限度とします。また、積立金の移転(スイッチング)のための費用はかかりません。
- 積立金の移転(スイッチング)は、当社が積立金の移転(スイッチング)を受け付けた日の翌営業日を各特別勘定のユニットプライスの評価基準日とし、その日のユニットプライスにより取り扱います。



積立金の移転(スイッチング)がこの保険の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、**積立金の移転(スイッチング)を延期することがあります。**

○ 保険料の繰入割合の変更・積立金の移転のお手続きについて

- 保険料の繰入割合の変更および積立金の移転(スイッチング)は、以下の方法でお手続きいただくことができます。

	電話	インターネット	書面
保険料の繰入割合の変更	×	○	○
積立金の移転(スイッチング)	○(※)	○	○

(※)ご契約者が法人の場合は、インターネット・書面によるお手続きのみを取り扱います。(電話によるお手続きはできません。)

- 電話・インターネットによる積立金の移転(スイッチング)は、お手続きいただく時間帯に応じて下表の日を受付日として取り扱います。

お手続きを完了した時刻	受付日
平日15時前(15時を含みません。)にお手続きを完了した場合	当日を受付日とします。
平日15時以後にお手続きを完了した場合	翌営業日を受付日とします。

(注)土曜、日曜、祝日および年末年始は、翌営業日を受付日として取り扱います。

⚠️ ご注意

積立金の移転(スイッチング)に関する具体的なお取扱いやお手続きは将来変更されることがあります。

ご参考

●**特別勘定グループ**については、次頁の「特別勘定グループについて」をご参照ください。

⚠️ ご注意

●**1保険年度**とは、年単位の契約応当日から翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。

⚠️ ご注意

書面でのお手続きをご希望の方は変額保険テレホンサービスにご連絡ください。お手続き方法をご案内させていただきます。

お電話でのお手続きは
変額保険テレホンサービス

0120-517-104

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)
※ 15:00～17:00 は、翌営業日受付となります。

お手続きに必要なもの 証券番号のわかるもの
(保険証券など)

⚠️ ご注意

お電話でのお手続きの際には、当社所定の方法によりご契約者本人であることなどを確認させていただきます。

インターネットでのお手続きは
ご契約者さま専用ページ

<http://fl.tmn-anshin.co.jp/>

保険料の繰入割合の変更および積立金の移転(スイッチング)の受付時間:9:00～21:00
※土曜・日曜・祝日・年末年始のお手続きは、翌営業日受付となります。
※積立金の移転(スイッチング)の場合、平日15時以降に受付を完了したときも、翌営業日受付となります。

お手続きに必要なもの ログインID・パスワード

「ご契約者さま専用ページ」のご利用については、ログインIDとパスワードが必要になります。
ログインIDと仮パスワードはご契約成立後、お客様に原則として送付させていただきます。
詳細については、保険証券に同封されるご案内またはパンフレットをご覧ください。

⚠️ ご注意

システムメンテナンス等の理由により、インターネットでのお手続きを停止することがあります。

⚠️ ご注意

ご契約者が法人または未成年者の場合は、書面によるお申出があったときに限り、ログインIDと仮パスワードを送付させていただきます。

○ 特別勘定グループについて

- この保険では、複数の特別勘定グループを設定できることとなっておりますが、ご契約者の利用できる特別勘定は、ご契約された特別勘定グループ内のものに限られます。そのため、他の特別勘定グループへの保険料の繰入れや積立金の移転(スイッチング)をすることはできません。
- 販売する窓口によってご契約いただける特別勘定グループが異なる場合があります。他の特別勘定グループの内容について確認をご希望の場合は、当社の変額保険テレホンサービスまでお問い合わせください。

○ 特別勘定の開設・廃止等

- この保険の特別勘定グループ内に将来新たに特別勘定を設定することがあります。この場合、その特別勘定は当社の取扱範囲内でご利用いただくことができます。
- 特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどの特別な事情がある場合には、ご契約者保護の観点から以下の取扱いをさせていただきます。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託が繰上げ償還となるなどの場合、当該特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。
 - ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託の純資産総額が少額となったり、信託財産上限額に達するなどの場合、当該特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転(スイッチング)を停止することがあります。
- 特別勘定を廃止する場合、廃止する特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転いただきます。ご契約者による積立金の移転(スイッチング)が特別勘定の廃止日までに行われなかった場合、当社は、特別勘定の廃止日に当社が指定した特別勘定に廃止する特別勘定の積立金を移転します。
- 特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。



ご注意

- ・特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、廃止または統合する日の1か月以上前に、ご契約者に通知します。
- ・特別勘定への保険料の繰入れおよび積立金の移転(スイッチング)を停止する場合、上記の特別な事情が判明した日から1か月以内にご契約者に通知します。

12 諸費用について

○ お客様にご負担いただく費用の種類

- この保険にかかる費用の種類は次のとおりです。

〈保険関係費用〉

①保険契約の締結および維持に必要な費用	保険契約の締結、保険料の収納、保険契約内容の変更手続等にかかる費用をいいます。
②保険料払込みの免除に関する費用	保険料の払込みを免除する場合に、その後の保険料相当額を賄うための財源となる費用をいいます。
③死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用	当月中に死亡保険金・高度障害保険金を支払うための財源となる費用をいいます。
④基本保険金額を最低保証するための費用	死亡保険金・高度障害保険金に関して、積立金額が基本保険金額を支払うために必要な金額を下回る場合でも、基本保険金額を支払うための財源となる費用をいいます。

〈資産運用関係費用〉

⑤特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等	特別勘定の主な投資対象となる投資信託の管理・運用にかかる信託報酬等の費用をいいます。 資産運用関係費用としては、信託報酬のほか、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかります。 また、海外REIT型の特別勘定の場合、当社が投資信託を解約するときは、 信託財産留保金 ⑥がかかります。
-------------------------	--

〈その他の費用〉

⑥ 解約控除 ⑦	解約日または減額日における保険料の払込年月数が10年未満の場合に、所定の費用を控除して解約返戻金を支払います。
⑦年金管理費	年金支払特約により満期保険金を年金として受け取る場合に、所定の費用を負担いただけます。

○ 費用を控除する時期・方法

- 上記の保険関係費用および資産運用関係費用について、控除する時期および方法は、次のとおりです。

特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除する費用	月払保険料または年払保険料から次の費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れます。 ①保険契約の締結および維持に必要な費用 ②保険料払込みの免除に関する費用	
特別勘定の積立金から定期的に控除する費用	毎月控除するもの	月単位の契約応当日ごとに次の費用を特別勘定の積立金から控除します。控除した結果は ユニット数 ⑧に反映します。 ③死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用
	毎日控除するもの	次の費用を特別勘定の積立金から日割で控除します。控除した結果は ユニットプライス ⑨に反映します。 ④基本保険金額を最低保証するための費用 ⑤特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬

- 保険料を特別勘定に繰り入れる時期および費用を控除することによる積立金額の計算方法については、「ご契約のしおり」の「⑩特別勘定と資産運用について」をご参照ください。

⚠ ご注意

諸費用の率等については、注意喚起情報「お客様にご負担いただく費用について」をご参照ください。
なお、資産運用関係費用、年金管理費については、将来変更することがあります。

⚠ ご注意

信託財産留保金とは、投資信託を解約する場合に解約金額から控除し、信託財産に留保されるものをいいます。

⚠ ご注意

自動延長定期保険・変額払済保険・定額払済保険に変更する場合に変更後のご契約に充当する解約返戻金等も、保険料の払込年月数が10年未満のときは**解約控除**⑥がかかります。

⚠ ご注意

ユニット数⑧とは、特別勘定で管理されている資産のうち、このご契約が保有する持分の単位数をいいます。

⚠ ご注意

ユニットプライス⑨とは、特別勘定で管理されている資産の1ユニットあたりの価格をいいます。



保険金・給付金等について

13 保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者がお亡くなりになったときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ



ご連絡方法	<p>●(変額保険) 保険金請求受付専用ダイヤルへお電話ください。 (変額保険) 保険金請求受付専用ダイヤル 0120-765-322</p> <p>[受付時間] 平日9:00~17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)</p>
	<p>●担当の代理店もしくはライフパートナーへご連絡ください。</p>

ご注意	<p>ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくことや、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。 事実確認や医師による診断等の結果、保険金・給付金等をお支払いできない場合もあります。</p>
------------	--

ご注意

保険金・給付金等のご請求は、3年をすぎると、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご注意

保険料の払込免除の請求についても左記の**ご請求手続きの流れ**と同様となります。

保険金・給付金等をもれなくご請求いただくために

・ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合



ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

○ 死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入院をした

手術をした

放射線治療をした



入院給付金・手術給付金等のお支払対象となる可能性があります。

<対象となる保険種類・特約例>

医療保険

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)

疾病入院特約

など

○ 入院や手術によるご請求の場合

● 障害状態になられたとき

両眼が見えなくなった

発音ができなくなった

両耳が聞こえなくなった

手や足を切断した



高度障害保険金や障害給付金のお支払い、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

など



ご注意

- ・お支払いにはそれぞれ条件があります。
- ・お支払対象となる保険種類へのご加入がない場合や特約が付加されていない場合には保険金・給付金等をお支払いできません。保険証券でご契約内容をご確認ください。

14 保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。

ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認が必要な場合	お支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> 保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 告知義務違反に該当する可能性がある場合 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	60日以内
	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な場合	お支払期限
②	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 	90日以内
	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 	90日以内
	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 	120日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 	180日以内
	<ul style="list-style-type: none"> 日本国外における調査が必要な場合 	180日以内
	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合 	90日以内

⚠️ ご注意

🕒 **お支払期限**は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)が当社に到着した日からの日を含めて計算します。

⚠️ ご注意

保険料の払込免除についても、ご請求があった場合、左記の期限内にお払込みを免除します。

⚠️ ご注意

左記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

15 保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

🕒 免責事由に該当した場合

主契約・特約	保険金・給付金等	免責事由 (保険金・給付金等をお支払いできない場合・ 保険料のお払込みを免除できない場合)
マーケットリンク (新変額保険) (有期型)	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ご契約者または死亡保険金受取人の故意 戦争その他の変乱
	高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争その他の変乱
	保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 地震、噴火または津波 戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争その他の変乱

⚠️ ご注意

🕒 **自殺**に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

📖 ご参考

🕒 **戦争その他の変乱**、🌊 **地震、噴火または津波**により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合	<p>次の保険金・給付金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき(下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。)</p> <p style="text-align: center;">【例】高度障害保険金 など</p> <p>【ご注意】 次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後に生じた疾病等とみなして、保険金・給付金等のお支払いに関する規定を適用します。</p> <p>①告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合</p> <p>②責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合</p> <p>③責任開始期前の疾病等について、次のア、およびイ、を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状についてご契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合</p> <p>ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。</p> <p>イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。</p>
詐欺による取消	<p>ご契約の締結、復活またはご契約内容の変更(以下「ご契約の締結等」といいます。)に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき</p> <p style="text-align: center;">⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。</p>
不法取得目的による無効	<p>ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行ったと認められたことにより、ご契約が無効とされたとき</p> <p>①不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき</p> <p>②第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき</p> <p style="text-align: center;">⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。</p>

⚠ ご注意

保険金・給付金等のお支払いには、保険料の払込免除を含みます。

⚠ ご注意

知っていた場合には、責任開始期前の疾病等について、ご契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。

⚠ ご注意

健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
<p>重大事由による解除</p>	<p>次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき</p> <p>①ご契約者、被保険者(死亡保険金の場合を除きます。)または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取し、または保険料の払込免除をさせる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)</p> <p>②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)</p> <p>③他のご契約との重複によって保険金額・給付金額等の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</p> <p>④ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有していると認められるとき</p> <p>⑤次のア.またはイ.に該当する等により、当社のご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①～④と同等の重大な事由があるとき</p> <p>ア.ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき</p> <p>イ.ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき</p> <p>(※1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他をいいます。</p> <p>(※2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることを含みます。</p> <p>上記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。</p>
<p>告知義務違反による解除</p>	<p>故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、ご契約が解除されたとき</p> <p>【ご注意】 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。</p> <p>告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除をいたします。</p>
<p>ご契約の失効</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2回以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効(効力を失うこと)したとき 契約者貸付の元利合計金額が解約返戻金の額を超えたにもかかわらず、ご返済がなかったため、ご契約が失効したとき

16 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

⚠️ ご注意

「対象となる保険金・給付金などの種類」ごとに、お支払いの可否を具体的な事例でご説明していますので、お支払いできない事例に該当した場合であっても、内容によっては他の保険金・給付金等をお支払いできる場合があります。

事例01 死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類 死亡保険金など

◆ご契約加入から5年経過後、被保険者が自殺された場合。

お支払い
できます

◆ご契約加入から5年経過後、ご契約が失効。その後すぐに復活をして6か月後に、被保険者が自殺された場合。

お支払い
できません



解説

死亡保険金等については約款でお支払いできない場合(免責事由)を定めており、いずれかに該当するときは死亡保険金等はお支払いできません。
ご契約(特約)の責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺については、死亡保険金等はお支払いできません。また、保険契約者または死亡保険金受取人の故意や、戦争その他の変乱(※)の場合もお支払いできません。

(※)戦争その他の変乱の場合は、該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部をお支払いします。

事例02 告知義務違反があったとき

対象となる保険金・給付金などの種類 死亡保険金など

◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。

お支払い
できます

◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなられた場合。

お支払い
できません



解説

ご契約(特約)にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があり、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約(特約)は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

事例03 病気により約款所定の高度障害状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類

高度障害保険金

◆ご契約加入後に発症した「くも膜下出血」によって寝たきりの状態となり、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてが、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

お支払い
できます

◆「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身はほぼ正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

お支払い
できません



解説

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。対象となる高度障害状態は、約款でご確認ください。なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例04 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類

保険料の払込免除

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が永久に失った場合。

保険料の
お払込みを
免除できます

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

保険料の
お払込みを
免除できません



解説

保険料の払込免除は、約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。対象となる身体障害状態は、約款でご確認ください。なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例05 余命6か月と診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類

リビング・ニーズ特約の特定状態保険金

◆病気により、被保険者の余命が6か月であると医師に診断された場合。

お支払い
できます

◆病気により、被保険者の余命はあと1年から2年程度と医師に診断された場合。

お支払い
できません



解説

リビング・ニーズ特約による特定状態保険金は、医師により被保険者の余命が6か月以内であると診断された場合にお支払いします。

17 保険金・給付金等の請求について

○ 保険金・給付金等の請求書類

- 保険金・給付金・保険料払込みの免除等の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および各特約条項の別表をご参照ください。



- 保険金・給付金・解約返戻金・保険料払込みの免除等を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅しますのでご注意ください。
- 法人等(個人事業主を含みます。以下同じ。)をご契約者および死亡保険金受取人とし、その法人等から給与の支払を受ける人を被保険者とするご契約の場合、ご契約者である法人等が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡・高度障害保険金の請求の際、次の書類の提出も必要です。
 - (1)被保険者もしくは死亡退職金等の受給者の請求内容確認書または被保険者もしくは死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (2)ご契約者である法人等が受給者本人であることを確認した書類

○ 保険金・給付金等の請求に関して訴訟となった場合

- 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

18 保険金・給付金等の代理請求について

あらかじめ指定した代理人により保険金・給付金等を請求することができます。

○ 指定代理請求特約

- 被保険者である保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を請求できない次のいずれかの事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合
- 傷病名の告知を受けていない場合
- その他これに準じた状態である場合

○ 指定代理請求人

指定代理請求人は、請求する時に指定すれば、良いのかな？

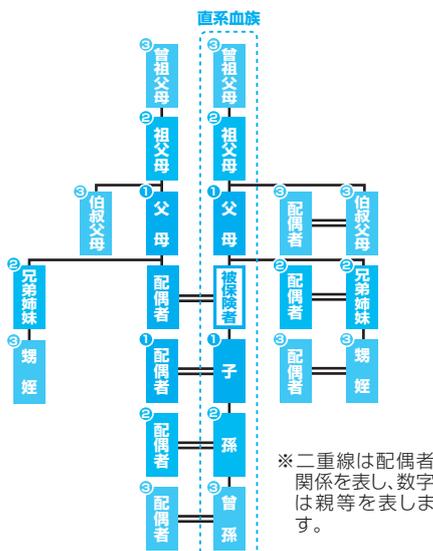


- 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て、ご契約者にあらかじめ1名の方を指定いただく必要があります。

誰でも、良いのかな？

- 保険金・給付金等の請求時において、次のいずれかに該当する必要があります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



※二重線は配偶者関係を表し、数字は親等を表します。

⚠ ご注意

保険金受取人が2人以上の場合は、代表者の方から保険金をご請求いただく必要があります。この場合、代表者は、保険金の請求および受領に関して、他の保険金受取人を代理します。

⚠ ご注意

ご契約者が被保険者と同一人である場合の保険料の払込免除の請求についても、左記と同様に取り扱います。

⚠ ご注意

保険金・給付金等の受取人が法人の場合や被保険者と同一人でない場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。

⚠ ご注意

保険金・給付金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して保険金・給付金等の請求を受けてもお支払いしません。

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人が不要となった場合は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人は指定されていないものとして取り扱います。(この特約のみの解約はお取り扱いできません。)
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、ご契約者等の通知先に住所不明により通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

○ 指定代理請求特約の対象となる保険金・給付金等



どんな保険金などが請求できるのかな？

- この保険では、次の保険金・給付金等について、指定代理請求人によるご請求が可能です。

- 高度障害保険金
 - 満期保険金(※1)
 - 保険料の払込免除(※2)
 - 特定状態保険金
- (※1)被保険者と受取人が同一人の場合に限りです。
(※2)ご契約者と被保険者が同一人の場合に限りです。



ご注意

- 対象となる保険金・給付金等のそれぞれの約款に規定されている代理請求に関する規定は、指定代理請求特約を付加した場合には、適用しません。(対象となる保険金・給付金等の代理請求人は指定代理請求特約の指定代理請求人となります。)
- 故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等の請求の意思表示をできない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

○ 保険金・給付金等の代理請求をされる場合のご注意

代理請求をされる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしません。が、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。
- このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金・給付金等の請求があったことを、被保険者(またはご契約者)が知る可能性のある具体的事例は次のようなものです。

- 被保険者が当社に契約内容を照会された場合
- 銀行口座の通帳等で保険料のお払込みがなくなった、またはお払込額が減少したことを知る場合

- 代理請求いただいた後に被保険者(またはご契約者)から照会があった場合は、当社は直接の回答をせず代理請求いただいた方に連絡をとらせていただくことがありますので、ご了承ください。

19 死亡保険金受取人の変更について

○ 死亡保険金受取人の変更

ご契約者は、被保険者がお亡くなりになるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご連絡ください。
- ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。(被保険者の同意が必要となります。)この場合、ご契約者が亡くなった後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

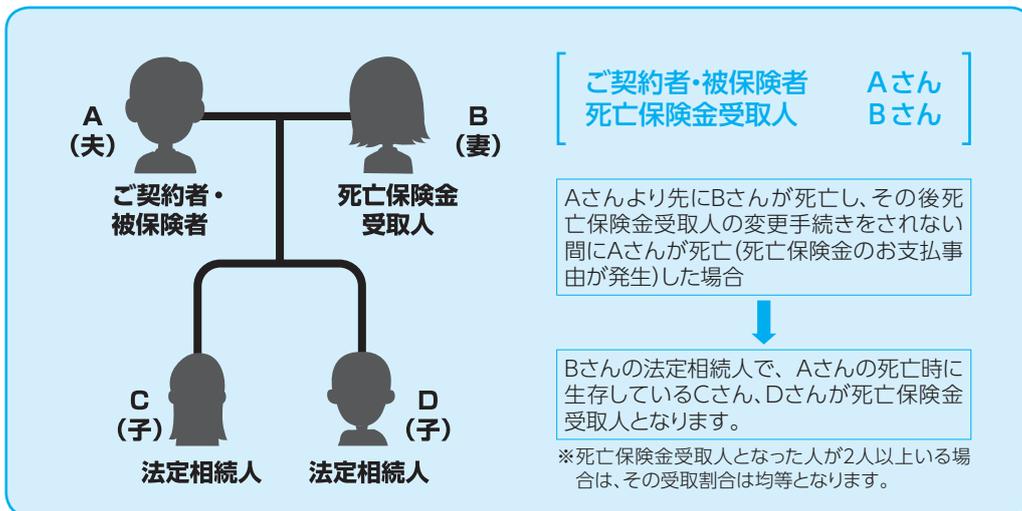
○ 死亡保険金受取人が死亡した場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった際には、すみやかに当社にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。



【死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例】



▲ ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。



保険料について

20 保険料のお払込み

○ 保険料の払込方法(経路)

- マーケットリンクの第2回以後の保険料は、金融機関の口座振替(口座振替扱)によりお払込みいただきます。
 - 当社が提携している金融機関のご契約者が指定した預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。
 - 指定口座の変更を希望する場合は、所定のお手続きが必要となりますので、当社にお申し出ください。



この保険では、当社の規定により保険料の一括払および保険料の前納(将来の保険料を2年以上まとめて払い込むこと)はお取り扱いしておりません。

⚠️ ご注意

「口座振替扱」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。

21 保険料の振替日、猶予期間および復活について

ご契約を有効に継続させるためには、継続的に保険料をお払込みいただく必要があります。また、保険料の口座振替ができなかった場合のために、保険料お払込みの猶予期間を設けています。

○ 第2回以後の保険料の払込期月と振替日

- 保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じて、**払込期月**の前月の振替日に金融機関の指定口座から振り替えます。振替日の前日までにお払込額をご準備ください。
振替日は各月27日(提携している金融機関が休業日の場合はその翌営業日)とします。
- 払込期月の前月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月の振替日に再度口座振替を行います。保険料の払込方法(回数)が月払の場合は、2か月分の保険料を振り替えます。

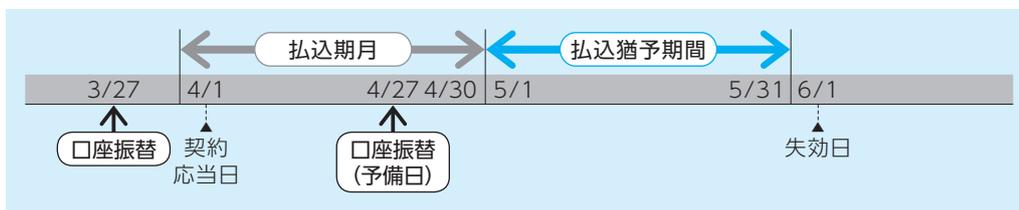
【例:4月分保険料の口座振替】



○ 払込猶予期間満了の場合の取扱い

- 保険料の口座振替ができなかった場合は、払込期月の翌月1日から末日までを払込猶予期間としますので、当社のご案内する方法にしたがって払込猶予期間中に保険料をお払込みください。払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合は、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効します。ただし、**自動延長定期保険**への変更が可能な場合は、ご契約者から特に反対の申出がない限り、保険金額を定額とする延長定期保険に自動的に変更します。

【例:4月分保険料の払込猶予期間】



⚠️ ご注意

払込期月とは、月単位の契約応当日(年払契約は年単位の契約応当日)の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

ご参考

自動延長定期保険の詳細については、「**22** 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法」をご参照ください。

効力を失ったご契約の復活

- ご契約が失効した場合でも、**3か月以内**なら、復活の請求ができます。
- 復活の際に必要な手続きは下記のとおりです。
 - **改めて、告知または診査**が必要となります。健康状態などによっては復活できない場合があります。
 - 延滞保険料に**当社所定の利率**による利息をつけてお払い込みいただきます。この場合、お払い込みいただいた金額のうち、当社所定の方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合、告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、復活の取扱いが行われた後のご契約の保障が開始されます。
 - 復活の取扱いが複数回行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
 - 告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了した日を「復活日」といいます。
 - ご契約を復活する際の保険金額は、当社所定の金額が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。

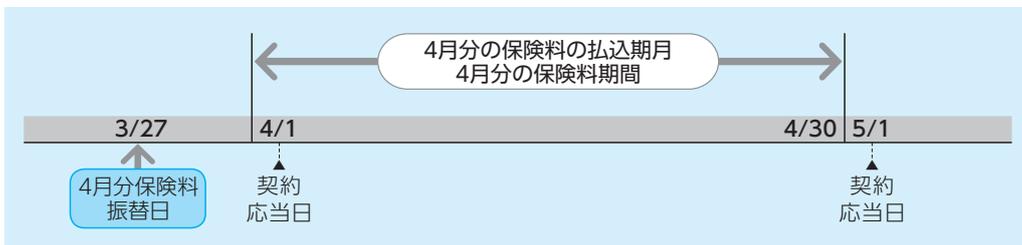
⚠️ ご注意

● **当社所定の利率**は、経済情勢等により変更することがあります。なお、最新の利率は当社のホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)でご確認いただけます。

保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間)に充当されます。

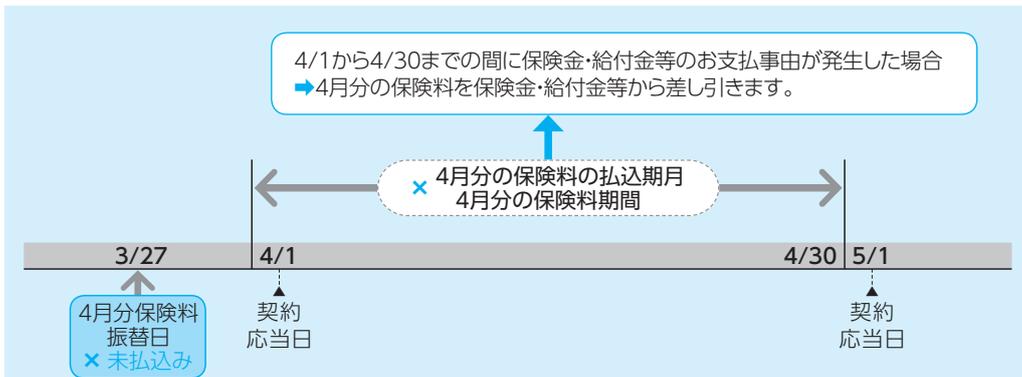
【例:月払契約】



- 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき……**未払込保険料**を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき……未払込保険料をお払い込みいただけます。

【例1】4月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合(月払契約)



(注) ×は、保険料のお払込みがないことを示します。

⚠️ ご注意

保険金・給付金等が**未払込保険料**に不足する場合は、未払込保険料をお払い込みいただけます。

⚠️ ご注意

[例1]で4/1～4/30までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分の保険料をお払い込みいただけます。

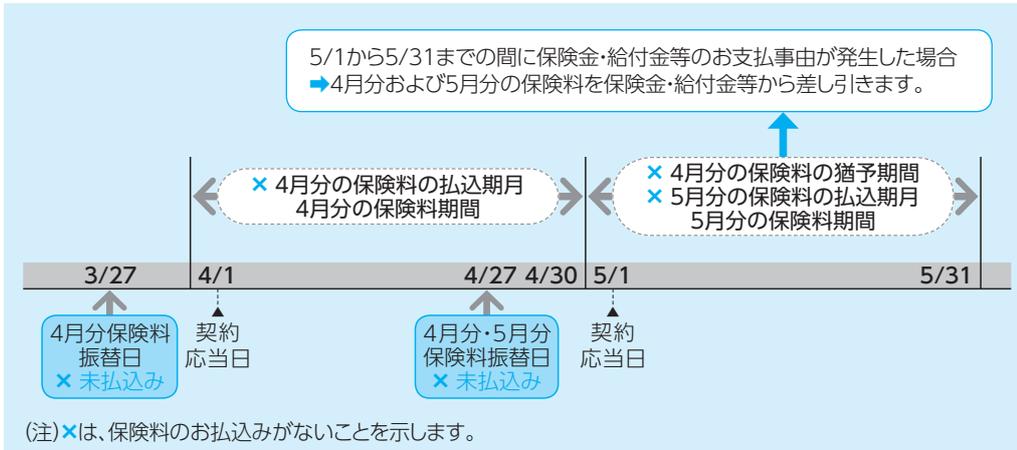
⚠️ ご注意

保険金・給付金等のご請求時期によっては、翌月の振替日に再度保険料の口座振替を行うことがあります。

- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。

- ① 保険金・給付金等を支払うとき……2か月分の保険料^②を保険金・給付金等から差し引きます。
- ② 保険料払込みの免除のとき……2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

【例2】2か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合(月払契約)



⚠️ ご注意

保険金・給付金等が^②2か月分の保険料に不足する場合は、2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

⚠️ ご注意

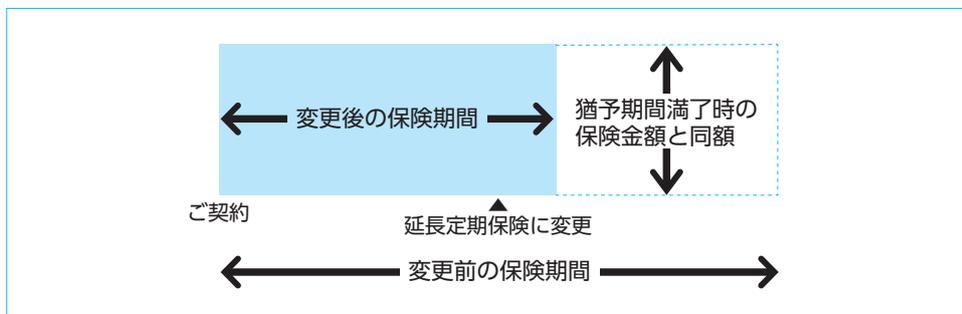
[例2]で5/1～5/31までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分および5月分の保険料をお払い込みいただきます。

22 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、できるだけご契約が有効に継続されるように次のようなお取扱いをしております。

自動延長定期保険への変更(保険料のお払込みがないまま、猶予期間を経過したとき)

- ・ 保険料払込みの猶予期間内に保険料のお払込みがない場合は、あらかじめご契約者から特に反対の申出のない限り、保険金額を定額とする延長定期保険に自動的に変更します。
- ・ 自動延長定期保険への変更日は、猶予期間の満了日の翌日とします。
- ・ 変更後の保険金額は、**猶予期間満了時の保険金額^②**と同額とします。
- ・ 猶予期間満了時の**解約返戻金^③**により、変更後の保険期間を定めます。この保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日を限度とし、この限度を超えるときは、自動延長定期保険と保険期間を同一とする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険の保険金額が**猶予期間満了時の保険金額^②**を超えるときは、猶予期間満了時の保険金額を限度とし、**解約返戻金^③**の残額をご契約者にお支払いします。
- ・ リビング・ニーズ特約は消滅します。(年金支払特約、指定代理請求特約は継続します。)
- ・ 変更後の保険期間が3か月未満となるものは、お取り扱いできません。また、他のご契約との保険金額の通算等によって、お取扱いが制限される場合があります。
- ・ 自動延長定期保険に変更した後は、特別勘定による運用は行いません。
- ・ 自動延長定期保険への変更日から3か月以内かつ自動延長定期保険の保険期間内にご契約者から次のお申出があったときは、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとしてお取扱いをします。
 - ① **当社所定の利率^④**による利息をつけた延滞保険料のお支払い
 - ② ご契約の解約
 - ③ 定額払済保険への変更



⚠️ ご注意

② 猶予期間満了時の保険金額とは、猶予期間満了時の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいい、契約者貸付がある場合、その元利金を差し引きます。

⚠️ ご注意

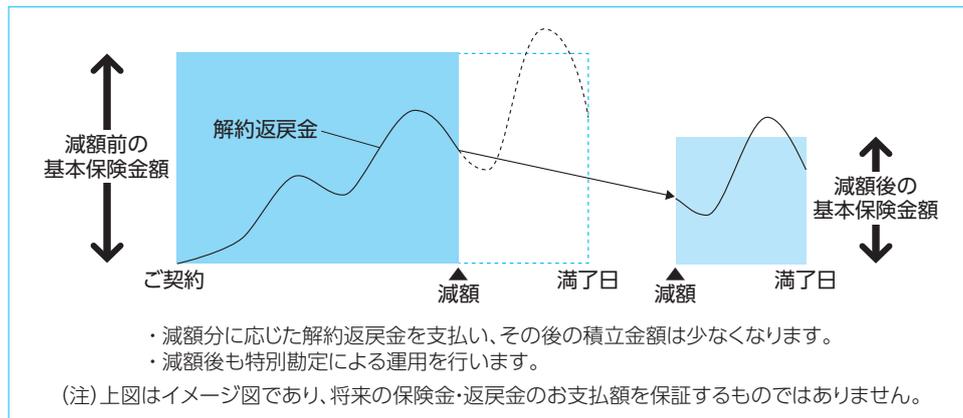
契約者貸付がある場合、その元利金を**③ 解約返戻金**から差し引きます。

⚠️ ご注意

④ 当社所定の利率は、経済情勢等により変更することがあります。なお、最新の利率は当社のホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)でご確認いただけます。

基本保険金額の減額(保険料の負担を軽くしたいとき)

- ・基本保険金額を減らすことにより、払込保険料が少なくなります。
- ・基本保険金額を減額する場合は、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
- ・基本保険金額を減額した場合、減額分は解約したものと取り扱います。
- ・減額後の基本保険金額は、10万円単位とし、200万円未満となる場合は、お取り扱いできません。

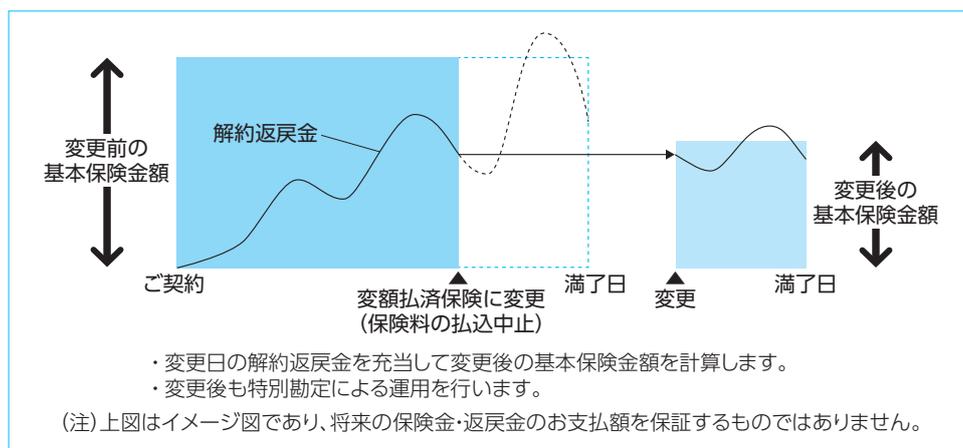


変額払済保険への変更(途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき①)

- ・ご契約日から5年以上経過している場合、当社所定の範囲内で、次回以後の保険料の払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険料払込済の変額保険に変更することができます。
- ・変額払済保険への変更日は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)を当社が受け付けた日とします。
- ・変更後の基本保険金額は、変更日の**解約返戻金**を充当して計算します。変更後の基本保険金額が、**変更前の保険金額**を超えるときは、変更前の保険金額と同額とし、**解約返戻金**の残額をご契約者にお支払いします。
- ・変更後の保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日までとします。
- ・変更後の基本保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。また、他のご契約との保険金額の通算等によって、お取扱いが制限される場合があります。
- ・変額払済保険への変更後も、特別勘定による運用を行います。
- ・変額払済保険への変更日からその変更日の属する月の末日までの間に次のいずれかの事由が生じたときは、変額払済保険への請求がなかったものとして取り扱います。
 - ①被保険者が死亡されたとき
 - ②被保険者が支払事由に該当したことにより、高度障害保険金が支払われるとき
 - ③被保険者が保険料払込みの免除事由に該当したことにより、保険料の払込みが免除されること

変更後の基本保険金額が**変更前の保険金額**を超える場合で、以下のいずれかに該当していること

- ⚠️ をご契約者が知っているときは、変額払済保険への変更は取り扱いません。
- ・被保険者が当社所定の危篤状態に該当していること
 - ・被保険者が余命6か月以内と判断されていること



⚠️ ご注意

積立金額のみを減額することはできません。

⚠️ ご注意

契約者貸付がある場合、その元利金を**解約返戻金**から差し引きます。

⚠️ ご注意

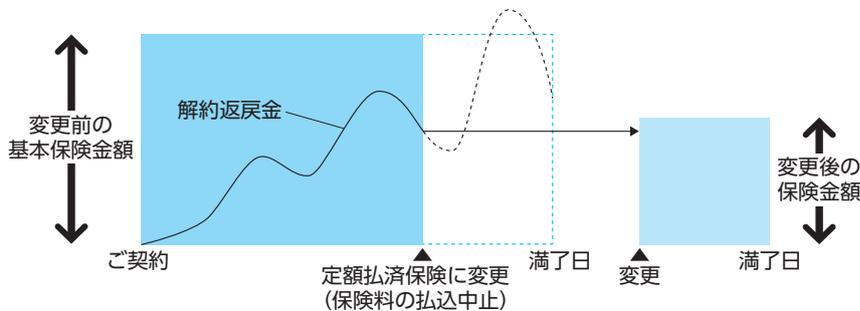
変更前の保険金額とは、変額払済保険への変更日の前日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。

定額払済保険への変更(途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき②)

- ・当社所定の範囲内で、次回以後の保険料の払込みを中止し、解約返戻金をもとにして、保険金額を定額とする保険料払込済の養老保険に変更することができます。
- ・定額払済保険への変更日は、請求に必要な書類(完備された請求書類のことをいいます。)を当社が受け付けた日とします。
- ・変更後の保険金額は、変更日の**解約返戻金**を充当して計算します。変更後の保険金額が、**変更前の保険金額**を超えるときは、変更前の保険金額と同額とし、**解約返戻金**の残額をご契約者にお支払いします。
- ・変更後の保険期間は、変更前のご契約の保険期間満了日までとします。
- ・変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。また、他のご契約との保険金額の通算等によって、お取扱いが制限される場合があります。
- ・定額払済保険への変更後は、特別勘定による運用を行いません。
- ・定額払済保険への変更日からその変更日の属する月の末日までの間に次のいずれかの事由が生じたときは、定額払済保険への請求がなかったものとして取り扱います。
 - ①被保険者が死亡されたとき
 - ②被保険者が支払事由に該当したことにより、高度障害保険金が支払われるとき
 - ③被保険者が保険料払込みの免除事由に該当したことにより、保険料の払込みが免除されること

変更後の保険金額が**変更前の保険金額**を超える場合で、以下のいずれかに該当していることをご契約者が知っているときは、定額払済保険への変更は取り扱いません。

- ・被保険者が当社所定の危篤状態に該当していること
- ・被保険者が余命6か月以内と判断されていること



- ・変更日の解約返戻金を充当して変更後の保険金額を計算します。
- ・変更後は特別勘定による運用を行いません。

(注) 上図はイメージ図であり、将来の保険金・返戻金のお支払額を保証するものではありません。

⚠️ ご注意

契約者貸付がある場合、その元利金を**解約返戻金**から差し引きます。

⚠️ ご注意

変更前の保険金額とは、定額払済保険への変更日の前日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。



保障内容の見直しについて

23 終身保険への変更について

当社のマーケットリンクにご加入のお客様は、マーケットリンクの保険期間中または保険期間満了日の翌日に、保険料を一時払とする終身保険に変更することができます。

○ マーケットリンクから終身保険へ変更できる場合

- 終身保険への変更は、次の条件をすべて満たす場合に、当社のお取扱範囲内で行うことができます。
 - ・ご契約日から10年以上経過し、被保険者の年齢が60歳以上であること。
 - ・終身保険のご契約者・被保険者は、マーケットリンクのご契約者・被保険者と同一であること。
 - ・終身保険に変更する日までのマーケットリンクの保険料がすべて払い込まれていること。

○ 変更時の基本的なお取扱い

- **次のいずれかの金額**を終身保険の一時払保険料のお払込みに充当します。

〈マーケットリンクの保険期間中に変更を行う場合〉

変更日の前日におけるマーケットリンクの積立金

〈マーケットリンクの保険期間満了日の翌日に変更を行う場合〉

マーケットリンクの満期保険金

- 終身保険の保険金額は、上記金額を一時払保険料のお払込みに充当することにより計算します。ただし、変更日における**マーケットリンクの保険金額**を限度とし、この金額を超える場合は、上記金額のうち超える部分に相当する金額を払い戻します。
- 終身保険へ変更する場合、被保険者の同意が必要ですが、診査(または告知)は必要ありません。

○ 変更後の終身保険のお取扱い

- 被保険者が終身保険の責任開始期の属する日から起算して3年以内に自殺した場合でも、マーケットリンクの責任開始期の属する日から起算して3年以上経過しているときは、終身保険の死亡保険金の免責事由とはしません。ただし、終身保険において、すでに復活が行われている場合にはこの取扱いは行いません。
- 被保険者が終身保険の責任開始期以後に所定の高度障害状態に該当した場合で、マーケットリンクの責任開始期(復活の取扱いが行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)以後、終身保険の責任開始期前に、その高度障害状態の原因となる傷害または疾病が生じたときは、終身保険の責任開始期以後に生じた傷害または疾病とみなします。ただし、終身保険において、すでに復活が行われている場合にはこの取扱いは行いません。

○ 終身保険への変更に関するご注意点

- 終身保険にご加入できる年齢等の範囲や条件は、変更時の新契約取扱規定にしたがってお取り扱いします。また、他のご契約との保険金額の通算等によって、お取扱いが制限される場合があります。
- 変更後の終身保険には変更時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- 終身保険の保険料については、変更時の被保険者の年齢により計算され、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、マーケットリンクと異なることがあります。

ご参考

変更後の終身保険には「新変額保険(有期型)契約からの変更に関する特約」を付加します。

⚠️ ご注意

終身保険の保険金額は定額になります。

⚠️ ご注意

次のいずれかの金額は、マーケットリンクにおいてすでに契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いて計算します。

⚠️ ご注意

マーケットリンクの保険金額とは、変更日の前日における基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。



ご契約後について

24 ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等に役立つ大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と解約返戻金

- ・生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。ご契約時には、その一部が販売、診査、証券作成などの経費にあてられます。ご契約中は、保険金の支払および生命保険の運営に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金は、お払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
 - ・解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。
 - ・**解約返戻金は、当社が解約に必要な書類を受け付けた日(解約日)の積立金額をお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額(※)を差し引いた金額をお支払いします。**
 - ・主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。
- (※) 解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数などにより異なります。

解約返戻金の請求

- ・やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。

失効の場合の解約返戻金

- ・効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。



ご注意

解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動(増減)し、運用実績によっては、お払込保険料の合計額と比べて少額となる場合があります。(最低保証はありません。)

○ 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ① ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた場合(未遂を含みます。)
 - ② 保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合(未遂を含みます。)
 - ③ 上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

○ 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

▲ ご注意

解約返戻金のお支払いが、この保険の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当社が認めるときは、最長6か月の範囲内で、解約返戻金のお支払いを延期することがあります。

ご参考

保険料の払込みが免除されている場合、保険料が払い込まれているものとみなして解約返戻金を計算します。

▲ ご注意

解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。なお、お客様にお送りする書類には「解約払戻金」と表示されることがあります。

ご参考

特別勘定の運用実績に応じた解約返戻金の推移については、「9 主契約について」の「保険の仕組みについて」をご参照ください。また、解約返戻金額は、保険証券に例示しています。

○ 保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②ご契約者でないこと
- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

25 保険契約者に対する貸付け

途中でお金が入用なときは、一時的に必要な資金をご契約者にお貸し付けする制度があります。

取扱の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付金額の上限は、解約返戻金額の8割です。 ● 貸付金額の下限は、1万円とします。
貸付金の利息	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社所定の利率により、年複利で計算し、1年未満の期間は、日割計算とします。 ● この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【利率が変更される場合の例】</p> <p>利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更される場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">1月最初の営業日 (見直しによりA率(変更なし)に決定)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">7月最初の営業日 (見直しによりB率(変更)に決定)</div> </div> <p style="font-size: small;">Timeline: 3/31 4/1 9/30 10/1 3/31 A率適用 (3/31 - 4/1, 9/30 - 10/1) B率適用 (10/1 - 3/31)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、すでに契約者貸付を行っている契約についても、利率が変更された場合は、変更日以後初めて到来する年単位の契約応当日(それ以前に貸付を行う場合は貸付日)より変更後の利率を適用します。(適用方法の詳細は、契約者貸付条項によります。)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。 ● 契約者貸付の貸付金の元利合計金額が解約返戻金の額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。 ● ご契約が自動延長定期保険に変更されている場合は、ご契約者に対する貸付けのお取扱いはいたしません。 ● 当社所定の条件を満たしていない場合、ご契約者に対する貸付けのお取扱いはいたしません。 ● 初回貸付の場合、収入印紙代が必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: small;"> <p>貸付を行った場合、貸付金の元利合計金額に相当する積立金については、特別勘定資産の運用実績にかかわらず、返済があるまで当社所定の利率(基本保険金額を最低保証するための費用を控除します。)で計算します。</p> </div>

⚠️ ご注意

貸付金のお支払いが、この保険の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長6か月の範囲内で、貸付金のお支払いを延期することがあります。

⚠️ ご注意

すでにこの貸付があるときは、左記金額からその元利息を差し引いた金額を**貸付金額の上限**とします。

⚠️ ご注意

当社所定の利率は、経済情勢等により変更することがあります。なお、最新の利率は当社のホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)でご確認いただけます。

⚠️ ご注意

保険金・給付金等をお支払いする場合や、解約返戻金をお支払いする場合等は、貸付金の元利息は差し引き精算されます。

26 生命保険と税金について

○ 生命保険料控除

1年間の**正味払込保険料**の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。

① 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

対象となる契約	納税する人が保険料を払い込み、保険金受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」である契約
対象となる保険料	1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金(その年に新たに積み立てられた配当金を含みます。)を差し引いた額

(注) 生命保険料控除を受けるためには、年末調整または確定申告のときに申告が必要です。当社から発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

② 生命保険料控除の種類

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の3つの控除枠があります。

マーケットリンクの保険料は、「一般生命保険料控除」の対象です。

③ 控除額

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」は、それぞれ次のとおり控除額が計算されます。

〈所得税の控除額〉

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

〈住民税の控除額〉

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

⚠ ご注意

左記内容は、2018年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

ご参考

◎**正味払込保険料**とは、1年間の払込保険料から契約者配当金等を差し引いたものをいいます。

⚠ ご注意

所得税および住民税の控除額は、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」の控除額を合算して所得税120,000円、住民税70,000円が限度になります。

⚠ ご注意

ご契約日が2011年12月31日以前の他のご契約がある場合は、取扱いが異なる場合があります。

○ 保険金・給付金等の税法上のお取扱い

保険金・給付金等をお受け取りになる際には、**所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。**課税される税金は、**ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で決まります。**

① 死亡保険金等お受取時の課税の取扱い

(1) 死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)※1
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(2) 満期保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	本人	所得税(一時所得)※1
ご契約者と受取人が別人	本人	本人	配偶者	贈与税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(3) 年金支払特約により満期保険金を年金でお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人	本人	本人	本人	所得税(雑所得)※1) ※2)
ご契約者と受取人が別人	本人	本人	配偶者	贈与税※3)
				所得税(雑所得)※1) ※4)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税※3)
				所得税(雑所得)※1) ※4)

※1) 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課税されます。

※2) 課税所得が25万円以上の場合には、この課税所得に対して、10%の所得税が源泉徴収されます。

※3) 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

※4) 年金受取時に課税されます。1年目の年金は非課税となり、2年目以降の年金のうち一部が課税対象となります。詳しくは税務署等にご確認ください。

② 保険金・給付金等の非課税扱

- ・ご契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
- ・高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。

・被保険者 ・被保険者の配偶者もしくは直系血族 ・生計を一にするその他の親族

⚠️ ご注意

左記内容は、2018年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

ご参考

所得税の対象となるものについては住民税が課税されます。

27 情報提供とサービス

ご契約者の皆さまに、ご契約内容、特別勘定の資産の運用状況等について、以下のような方法でお知らせします。

○ 郵送での情報提供

ご契約状況 のお知らせ

- ・年4回、ご契約内容、保障内容、積立金額の推移等についてお知らせします。

特別勘定の 現況

- ・年1回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等、1事業年度における特別勘定の詳細をお知らせします。

○ インターネットによる情報提供とサービス

〈ホームページ・ご契約者さま専用ページ〉

当社のホームページで各特別勘定のユニットプライスや運用実績等をご確認いただけます。

また、ご契約者さま専用ページを開設されると次のサービスがご利用いただけます。

- ・お客様が選択した特別勘定の運用状況やご契約内容をご確認いただけます。
- ・繰入割合の変更、積立金の移転等の各種お手続きをご利用いただけます。

「ご契約者さま専用ページ」のご利用については、ログインIDとパスワードが必要になります。ログインIDと仮パスワードはご契約成立後、お客様に原則として送付させていただきます。詳細については、保険証券に同封されるご案内またはパンフレットをご覧ください。

●東京海上日動あんしん生命のホームページ (変額保険・変額年金保険情報サイト)

<http://fl.tmn-anshin.co.jp/>

〈メール配信サービス〉

前営業日の積立金額等を定期的にメールでお知らせします。

当サービスのご利用にあたっては上記の「ご契約者さま専用ページ」からの登録が必要になります。

○ 電話による情報提供とサービス

東京海上日動あんしん生命の 変額保険テレホンサービス

契約内容のご確認、各種お手続きのご案内について、専任のオペレーターが承ります。

積立金額や解約返戻金等、現在の運用状況や契約内容をご確認いただけます。

 **0120-517-104**

受付時間 平日9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

お問い合わせの際は、証券番号がわかるもの(保険証券など)をお手元にご準備ください。

▲ ご注意

お知らせする方法や内容は、将来変更されることがあります。

▲ ご注意

システムメンテナンス等の理由により、インターネット等による情報提供とサービスを停止することがあります。

▲ ご注意

ご契約者が法人または未成年者の場合は、書面によるお申出があったときに限り、ログインIDと仮パスワードを送付させていただきます。

28 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の特別取扱い

●以下の突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合には、ご契約を下表のとおり取り扱います。

- ・天災または戦争その他の変乱等
- ・特別勘定資産に関する金融機関または資産運用会社に生じた取引停止、倒産、著しい信用状況の悪化
- ・特別勘定資産に関する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、金融機関における決済機能の停止
- ・その他上記に準じるやむを得ない事情

対象となるお手続き	特別取扱いの内容
ご契約の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取扱期間中は、正常な評価ができない特別勘定に保険料を繰り入れるご契約のお申込みは受け付けません。 ・すでに受け付けたご契約のお申込みについては、なかったものとして取り扱い、払い込まれた保険料は返還することがあります。
保険料の繰入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれるご契約については、特別勘定への保険料の繰入れは行わず、正常な評価ができるようになった日に繰り入れます。
特別勘定への保険料の繰入割合の変更、積立金の移転(スイッチング)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取扱期間中は、正常な評価ができない特別勘定が含まれる保険料の繰入割合の変更、積立金の移転先もしくは移転元となる特別勘定に正常な評価ができない特別勘定が含まれる積立金の移転(スイッチング)のお申出は受け付けません。 ・すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
積立金からの費用の控除	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取扱期間中は、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、積立金からの費用の控除は行わず、正常な評価ができるようになった日に控除します。
死亡保険金・高度障害保険金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、保険金額は、基本保険金額または特別取扱期間の満了日の翌日の特別勘定の積立金額のいずれか大きい額とします。 ・上記の場合、特別取扱期間中に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、基本保険金額をお支払いします。その後、特別取扱期間満了日の翌日の特別勘定の積立金額がすでにお支払いした基本保険金額を上回るときは、その差額をお支払いします。
満期保険金のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、保険期間満了日が特別取扱期間中に含まれる場合、満期保険金の保険金額は特別取扱期間満了日の翌日における積立金額と同額とします。 ・上記の場合、特別取扱期間中に満期保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、特別取扱期間満了日の翌日以降に満期保険金をお支払いします。
死亡保険金の免責事由に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約について、被保険者が死亡し、死亡保険金の免責事由(ご契約者の故意を除きます。)に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合は、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額をお支払いします。
自動延長定期保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約を自動延長定期保険に変更する場合で、猶予期間満了日が特別取扱期間中に含まれるときは、特別取扱期間開始日の前日の積立金額をもとに計算した解約返戻金を充当して自動延長定期保険の保険期間を定めます。 ・上記の場合、自動延長定期保険に変更しなかったものとして特別取扱期間満了日の翌日の積立金額をもとに計算した解約返戻金が上記の金額を上回るときは、自動延長定期保険の保険期間を再計算します。

⚠️ ご注意

●**特別取扱期間**とは、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間をいいます。

📖 ご参考

第1回保険料が特別勘定に繰り入れなかった場合、特別取扱期間中であれば、お申込みの取消しをお申出いただけます。

⚠️ ご注意

●**基本保険金額**から差し引くべき金額があるときは、その金額を差し引いた額とします。

⚠️ ご注意

●**解約返戻金**は、契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いて計算します。

対象となる手続き	特別取扱の内容
変額払済保険または定額払済保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、変額払済保険または定額払済保険への変更のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中に解約のお申出を受け付けた場合、解約を延期し、特別取扱期間満了日の翌日を解約日として取り扱います。 ・ 上記の場合の解約返戻金の額は、特別取扱期間満了日の翌日の積立金額とします。
基本保険金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、基本保険金額の減額のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。
契約者貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有するご契約については、特別取扱期間中、契約者貸付のお申出は受け付けません。 ・ すでに受け付けたお申出については、なかったものとして取り扱うことがあります。



ご注意

上記の特別取扱を行う場合および特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、当社ホームページ (<http://www.tmn-anshin.co.jp/>) に掲載します。また、上記の特別取扱に該当するご契約者には、電話または書面によりお知らせします。

⚠️ ご注意

特別取扱期間とは、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間をいいます。

📌 ご参考

解約が延期された場合、特別取扱期間中であれば、解約の取消しをお申出いただけません。

⚠️ ご注意

解約返戻金は、契約者貸付があるときは、その元利金を差引いて計算します。



お知らせ

生命保険に関するお知らせ

29 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。

- 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。
- ただし、この場合でも、生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

➔ 保護機構って、どんな団体？

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。



➔ 生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら？

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績運動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。



（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

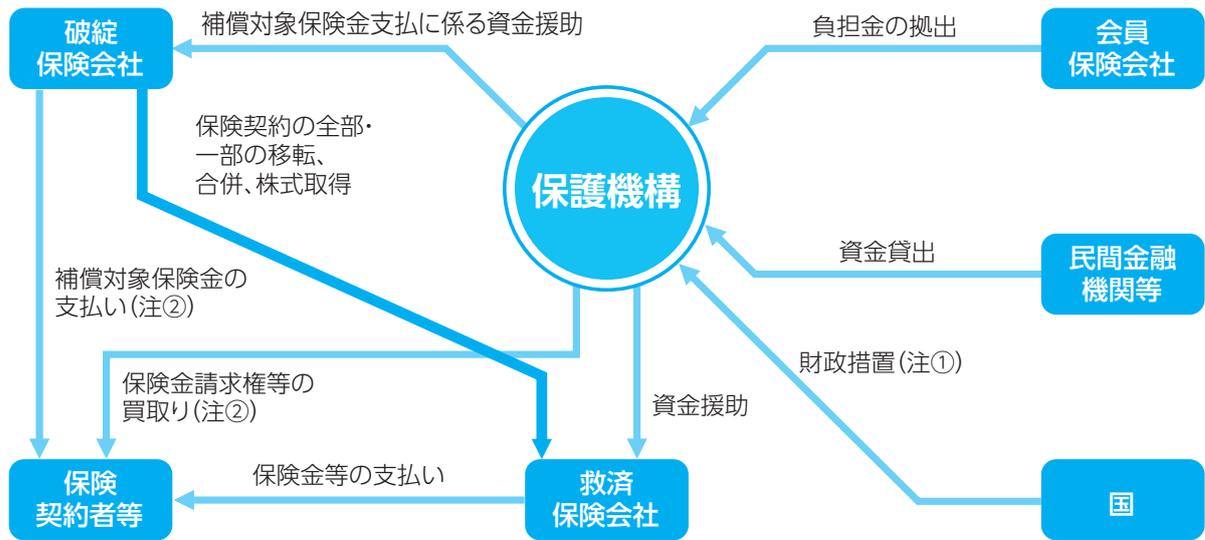
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

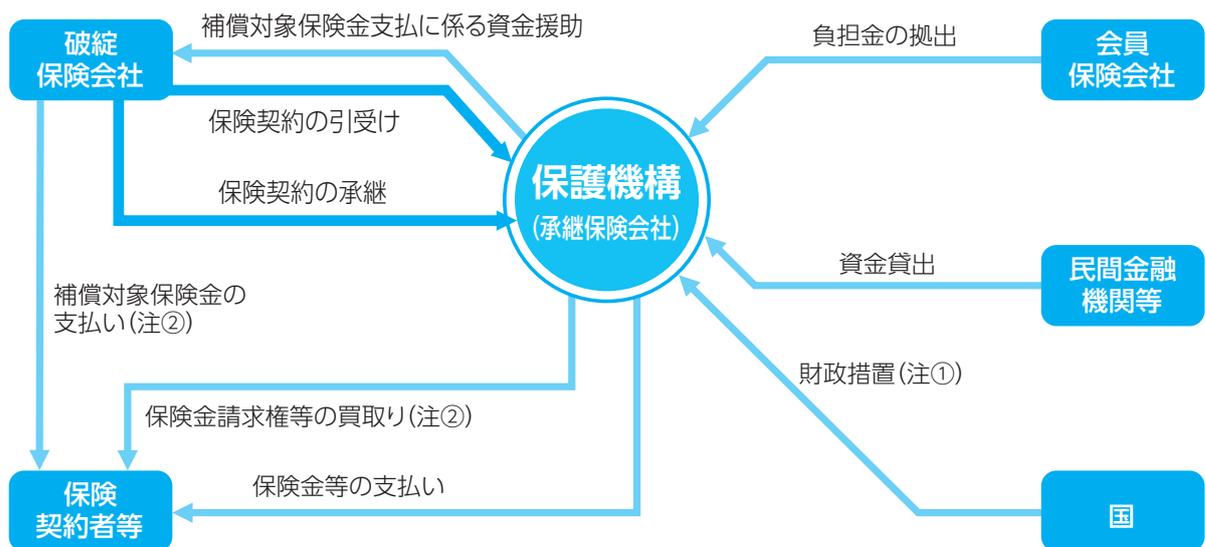
（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合



●救済保険会社が現れない場合



(注①) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注②) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

◆補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

*生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

30 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。))のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。))のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。))に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。))から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)です。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。



※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

31 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

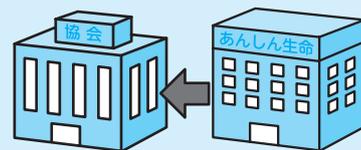
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

32 ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、ご契約手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務又は事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがって、ご契約手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を業務の代理又は事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社を知ることがあります。

約 款

■ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款 目次



主契約(普通保険約款)

新変額保険(有期型)普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62



特約(特約条項)

年金支払特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
リビング・ニーズ特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
指定代理請求特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
保険料口座振替特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

新変額保険(有期型)普通保険約款 目次

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 特別勘定および積立金

第2条 特別勘定

第3条 特別勘定の種類

第4条 特別勘定の指定および変更

第5条 特別勘定の廃止等

第6条 積立金

第7条 積立金の移転

3. 保険金の支払

第8条 保険金額

第9条 保険金の支払

第10条 保険金の支払に関する補則

第11条 保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い

第12条 保険金の請求、支払時期および支払場所

4. 保険料払込みの免除

第13条 保険料払込みの免除

第14条 保険料払込免除の請求

5. 当会社の責任開始期

第15条 当会社の責任開始期

6. 保険料の払込み

第16条 保険料の払込み

第17条 保険料の払込方法(経路)

第18条 年払保険料の前納

第19条 月払保険料の一括払

7. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第20条 猶予期間および保険契約の失効

8. 自動延長定期保険

第21条 自動延長定期保険

9. 保険契約の復活

第22条 保険契約の復活

10. 詐欺による取消等

第23条 詐欺による取消

第24条 不法取得目的による無効

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 保険契約を解除できない場合

第28条 重大事由による解除

12. 解約および解約返戻金

第29条 解約

第30条 解約返戻金

第31条 保険金等の受取人による保険契約の存続

13. 契約内容の変更

第32条 基本保険金額の減額

第33条 変額払済保険への変更

第34条 定額払済保険への変更

14. 契約者貸付

第35条 契約者貸付

15. 保険金の受取人

第36条 保険金の受取人の代表者

第37条 保険金の受取人の変更

第38条 遺言による保険金の受取人の変更

第39条 保険金の受取人の死亡

16. 保険契約者

第40条 保険契約者の代表者

第41条 保険契約者の変更

第42条 保険契約者の住所の変更

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第43条 年齢の計算

第44条 契約年齢および性別の誤りの取扱い

18. 契約者配当

第45条 契約者配当

19. 時効

第46条 時効

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第47条 被保険者の業務、転居および旅行

21. 管轄裁判所

第48条 管轄裁判所

22. 契約内容の登録

第49条 契約内容の登録

23. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

第50条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

(この保険の概要)

- (1) この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、積立金額を増減させる仕組みの保険で、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。

	内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに保険金額を支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに保険金額を支払います。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときにその時点の積立金額を保険金額として支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

- (2) 死亡保険金および高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額とします。

1.用語の意義

第1条(用語の意義)

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
キ	基本保険金額	保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
ケ	契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ	契約者貸付	解約返戻金の一定割合の範囲内で保険契約者が金銭の貸し付けを受ける制度をいいます。
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされる時等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当社がたずねる支払事由または保険料払込みの免除事由の発生に関する重要なことがらについて当社に知らせることをいいます。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ツ	積立金	特別勘定で管理される資産のうち、この保険契約が保有する持分をいい、積立金額は特別勘定で管理される資産の運用実績に応じて増減します。

ト	特別勘定	新変額保険(有期型)契約に基づいて運用する資産を当会社の定める方法により他の資産と区別して管理するために設定される勘定をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法(回数)に応じて定められている期間(契約応当日の属する月の初日から末日まで)をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
ホ	保険関係費用	次の①～③の費用をいいます。 ① 保険契約の締結および維持に必要な費用(保険料払込みの免除に関する費用を含みます。) ② 保険金を支払うための危険保険料に相当する費用 ③ 基本保険金額を最低保証するための費用(積立金額が基本保険金額を支払うために必要な金額を下まわる場合に基本保険金額を支払うために必要な費用をいいます。)
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないこととなる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約が失効するまでまたは自動延長定期保険に変更されるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。
ユ	ユニット数	特別勘定で管理されている資産のうち、この保険契約が保有する持分の単位数をいい、払い込まれた保険料が繰り入れられた場合等は増加し、保険金を支払うための危険保険料に相当する費用が控除された場合等は減少します。
ユ	ユニットプライス	特別勘定で管理されている資産の1ユニットあたりの価格をいい、特別勘定の運用実績等に応じて増減します。

2.特別勘定および積立金

第2条(特別勘定)

- (1) 当社は、新変額保険(有期型)契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、当社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産(以下「特別勘定資産」といいます。)を毎日当会社の定める評価方法により評価します。
- (2) 本条(1)の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、新変額保険(有期型)契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- (3) 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第3条(特別勘定の種類)

- (1) 特別勘定の種類は、当社が別に定めるとおりとします。
- (2) 当社は、1つまたは複数の特別勘定を1つの特別勘定グループとして定め、1つまたは複数の特別勘定グループを設けます。
- (3) 保険契約者は、この保険契約の特別勘定グループに含まれない特別勘定について、第4条(特別勘定の指定および変更)の規定による特別勘定の選択または第7条(積立金の移転)の規定による積立金の移転を行うことはできません。
- (4) 当社は、将来新たにこの保険契約の特別勘定グループ内に特別勘定を設定することがあります。この場合、当会社の定める

取扱範囲内で、この保険契約においても利用できるものとします。

第4条(特別勘定の指定および変更)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲内で、保険料のうち保険契約の締結および維持に必要な費用(注1)を控除した金額を繰り入れるべき1つまたは複数の特別勘定を選択するものとします。この場合、複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定へのその金額の繰入割合を指定するものとします。
- (2) 本条(1)の金額を特別勘定に繰り入れる日(以下「繰入日」といいます。))は、下表に定める日とし、その日の始めに繰り入れます。

	保険料	繰入日
①	第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。)	第15条(当会社の責任開始期)(2)に定める契約日
②	第2回以後保険料	その保険料の払込方法(回数)に応じて、年単位または月単位の契約応当日

- (3) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、本条(1)の規定により選択した特別勘定または指定した各特別勘定への繰入割合を変更することができます。
- (4) 本条(3)の変更を行う場合、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (5) 本条(3)の変更は、本条(4)に定める書類を当会社が受け付けた日(注2)の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から将来に向けて効力を生じるものとします。
- (6) 本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者は、本条(4)に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法を用いて当会社に通知することにより、本条(3)の変更を申し出ることができます。この場合、本条(3)の変更は、その書類に記載すべき事項について当会社が通知を受けた日(注2)の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から将来に向けて効力を生じるものとします。

(注1) 保険料払込みの免除に関する費用を含みます。
 (注2) その日が当会社の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第5条(特別勘定の廃止等)

- (1) 当会社は、特別勘定資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合、この保険契約の特別勘定グループ内で、特別勘定を廃止もしくは複数の特別勘定を統合することまたは特別勘定への移転および繰入を停止することができます。
- (2) 本条(1)の規定により特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する場合、当会社は特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する日の1か月以上前に保険契約者に次の事項を通知します。
 - ① 廃止する特別勘定または統合する特別勘定の名称
 - ② 特別勘定を廃止または複数の特別勘定を統合する日
 - ③ 本条(4)の規定により積立金を移転する場合にその移転先として当会社が指定する特別勘定の名称
 - ④ 特別勘定を廃止または統合する理由
- (3) 本条(1)の規定により特別勘定を廃止する場合、保険契約者は、本条(2)②に定める特別勘定を廃止する日(以下「特別勘定の廃止日」といいます。))までに、廃止される特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転してください。この移転については、第7条(積立金の移転)(1)の積立金の移転回数に含めません。
- (4) 本条(3)の規定による積立金の移転が特別勘定の廃止日までに行われない場合、当会社は、特別勘定の廃止日に、本条(2)③で指定した特別勘定に積立金を移転します。
- (5) 本条(1)の規定により特別勘定への移転および繰入を停止する場合、当会社はその特別な事情が判明した日から1か月以内に保険契約者に次の事項を通知します。
 - ① 移転および繰入を停止する特別勘定の名称
 - ② 特別勘定への移転および繰入を停止する日

第6条(積立金)

- (1) 積立金は、毎日その日の終わりの特別勘定資産に基づき、特別勘定ごとに、次の算式により計算した金額を合計して算出します。

$$\text{各特別勘定の積立金額} = \text{各特別勘定のユニットプライス} \times \text{各特別勘定の保有ユニット数}$$

- (2) 当会社は、積立金から保険関係費用を下表のとおり控除します。この場合、各特別勘定のユニットプライスおよび保有ユニット数は、この保険契約の特別勘定グループ内の特別勘定の積立金額の合計額に対する各特別勘定の積立金額の割合に応じて減少します。

	保険関係費用	積立金から控除する方法
①	保険金を支払うための危険保険料に相当する費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに保有ユニット数から控除します。
②	基本保険金額を最低保証するための費用	毎日その日の終わりにユニットプライスから控除します。

第7条(積立金の移転)

- (1) 保険契約者は、当会社の定める移転回数その他の取扱範囲内で、特別勘定の積立金をこの保険契約の特別勘定グループ内の他の特別勘定に移転することができます。この場合、積立金の移転は、当会社の定める基準日のユニットプライスにより取り扱います。
- (2) 本条(1)の規定により積立金を移転するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者は、本条(2)に定める書類の提出にかえて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法を用いて当会社に通知することにより、積立金の移転を申し出ることができます。
- (4) 積立金の移転が特別勘定の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当会社が認めるときは、当会社は、本条(1)の規定にかかわらず、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。この場合、保険契約者は、積立金が移転される前に当会社に申し出ることにより移転の申出を取り消すことができます。
- (5) 本条(4)の規定により積立金の移転を延期する場合、積立金の計算にあたっては、本条(1)の規定により移転がなされたものとして取り扱います。
- (6) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約の特別勘定グループ内に特別勘定が1つのみ設定されているときは、本条(1)の規定は適用しません。

3. 保険金の支払

第8条(保険金額)

- (1) 死亡保険金および高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または次条に定めるその保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額とします。
- (2) 満期保険金の保険金額は、保険期間満了時の積立金額と同額とします。

第9条(保険金の支払)

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

① 死亡保険金

支払額	前条(1)に定める保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺 イ. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ. 戦争その他の変乱

② 高度障害保険金

支払額	前条(1)に定める保険金額
受取人	被保険者(※1)
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態(別表3)に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病(※2)を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表3)に該当したときを含みます。

免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア. 保険契約者または被保険者の故意 イ. 戦争その他の変乱
------	--

③ 満期保険金

支払額	前条(2)に定める保険金額
受取人	満期保険金受取人
支払事由	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき。

- (※1) 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- (※2) 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第10条(保険金の支払に関する補則)

- (1) 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
- (2) 次の①～③の全てに該当する場合には、保険期間の満了時に高度障害状態(別表3)に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。ただし、既に満期保険金を支払っていた場合を除きます。
 - ① 被保険者が保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態(別表3)に該当したこと。
 - ② 保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
 - ③ 保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態(別表3)に該当したこと。
- (3) 当社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。
- (4) 次の①～③のいずれかに該当する場合には、当社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害(以下、本(4)において「責任開始期前の疾病等」といいます。)を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。
 - ① この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合(責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。)
 - ② この保険契約の締結または復活の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者(注1)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
 - ③ 責任開始期前の疾病等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らか場合
 - ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
 - イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。))による異常の指摘を受けたことがない。
- (5) 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合(注2)もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が保険契約締結の際の責任開始期から契約日の前日までの間に死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当し、かつ、その保険金が支払われることとなった場合は、当社は、その責任開始日を契約日とみなして、基本保険金額をその保険金の受取人に支払います。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があればその保険金とともに支払い、不足分があればその保険金から差し引きます。
- (7) 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人(注3)および満期保険金受取人(注4)が保険契約者(その法人)である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者(その法人)を高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (8) 保険金を支払うときに契約者貸付があるときは、当社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。

- (注1) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
- (注2) 次条(3)の規定により積立金を保険契約者に支払った場合を除きます。
- (注3) 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- (注4) 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第11条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)

- (1) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人には死亡保険金を支払いません。この場合、死亡保険金からその支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、被保険者が死亡した日の積立金額のうちその支払わない部分に相当する金額を保険契約者に支払います。
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表3)に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- (3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当社は、被保険者が死亡した日の積立金額を保険契約者に支払います。
 - ① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - ② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - ③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- (4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われないときは、本条(1)および(3)の規定にかかわらず、当社は積立金その他の返戻金を支払いません。
- (5) 本条(1)および(3)に定める被保険者が死亡した日の積立金額は、被保険者が保険契約締結の際の責任開始期から契約日の前日までの間に死亡したときは、その責任開始日を契約日とみなし、第4条(特別勘定の指定および変更)(1)の金額が特別勘定に繰り入れられたものとして算出します。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、既に払い込まれた保険料との間に保険料の差額が生じるときは、これを精算します。

第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- (1) 保険金(注)の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。
- (2) 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、当社所定の書類(別表1)を提出して、その保険金を請求してください。
- (3) 本条(2)の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日(以下本条において「請求完了日」といいます。))の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。
- (4) 保険金を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認(当社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。)を行います。この場合には、本条(3)の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
②	保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項、第28条(重大事由による解除)(1)⑥ア～オに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
---	---------------------------------------	---

- (5) 本条(4)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数(①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(4)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(4)①～④に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(4)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条(4)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(4)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条(4)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(4)①～④に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査	90日

- (6) 保険金を支払うべき期限について、本条(4)または(5)に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金の受取人に通知します。
- (7) 本条(4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- (8) 下表の「要件」を全て満たす保険金(注)の請求については、下表の「請求書類」を本条(2)に定める書類に追加して提出する必要があります。

要件	<p>① 団体(※1)を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。</p> <p>② その団体(※1)から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。</p> <p>③ 保険契約者である団体(※1)がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または甲慰金等(以下本条において「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。</p>
請求書類	<p>次のア. またはイ. のいずれかおよびウ. の書類を提出(※2)する必要があります。</p> <p>ア. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書</p> <p>イ. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類</p> <p>ウ. 受給者本人であることを、保険契約者である団体(※1)が確認した書類</p>

(※1) 官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の

代表者を含みます。
(※2) 被保険者または死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(注) 満期保険金を除きます。

4. 保険料払込みの免除

第13条(保険料払込みの免除)

- (1) 下表のとおり、当会社は、次に到来する第16条(保険料の払込み)(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害(※1)を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表4)に該当したとき。</p> <p>この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害(※2)を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態(別表4)に該当したときを含みます。</p>
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	<p>次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦ 地震、噴火または津波</p> <p>⑧ 戦争その他の変乱</p>

(※1) 責任開始期前に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の取扱いについては、第10条(保険金の支払に関する補則)(4)の規定を準用します。

(※2) 責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限り、免れます。

- (2) 保険料の払込みが免除された場合には、以後第16条(保険料の払込み)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- (3) 保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①～③の取扱いに関する規定は適用しません。
- ① 第32条(基本保険金額の減額)
- ② 第33条(変額払済保険への変更)
- ③ 第34条(定額払済保険への変更)
- (4) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、身体障害の状態(別表4)に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

第14条(保険料払込免除の請求)

- (1) 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当社に通知してください。
- (2) 保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 保険料払込みの免除の請求については、第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)(3)～(7)の規定を準用します。

5. 当会社の責任開始期

第15条(当会社の責任開始期)

- (1) 当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時(責任開始期)」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- (2) 本条(1)により当会社の責任が開始される日の属する月の翌月初日を契約日とします。
- (3) 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- (4) 当社が保険契約の申込を承諾した場合(注1)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注2)を記載した保険証券を交付します。
- ① 当会社名
 - ② 保険契約者の氏名または名称
 - ③ 被保険者の氏名
 - ④ 死亡保険金受取人および満期保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 基本保険金額
 - ⑦ 保険料およびその払込方法(回数)
 - ⑧ 契約日
 - ⑨ 保険証券を作成した年月日

- (注1) この保険契約の復活を承諾した場合を除きます。
- (注2) この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。

6. 保険料の払込み

第16条(保険料の払込み)

- (1) 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法(回数)	払込期月
①	月払(年12回払)	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	年払(年1回払)	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- (2) 本条(1)で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの保険料期間(注1)に対応する保険料とします。
- (3) 本条(1)の保険料が払い込まれた後で、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを必要としなくなったときは、当社は、次のとおり取り扱います。
- ① 本条(1)の契約応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを必要としなくなったときは、その保険料を保険契約者(注2)に払い戻します。
 - ② 本条(1)の契約応当日以後に保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを必要としなくなったときは、その保険料は払い戻しません。
- (4) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- (5) 本条(1)の保険料が払い込まれないまま、本条(1)の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第20条(猶予期間および保険契約の失効)に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
- (6) 本条(5)の場合、未払込保険料の払込みについては第20条(猶予期間および保険契約の失効)の規定を準用します。
- (7) 保険契約者は、当社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- (8) 月払の保険契約が基本保険金額の減額等によって当社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法(回数)を年払に変更します。

- (注1) 契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
- (注2) 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第17条(保険料の払込方法(経路))

- (1) 保険契約者は、次の①～③のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

	保険料の払込方法(経路)	内容
①	口座振替扱	当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
②	送金扱	金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
③	団体扱	所属団体を通じ払い込む方法(注1)

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、本条(1)に定める口座振替扱または団体扱のいずれかを選択する場合は、それぞれ下表の特約の付加を必要とし、当社がこの保険契約にこれらの特約を付加することを取り扱っていないときは、その保険料の払込方法(経路)を選択することはできません。

	保険料の払込方法(経路)	付加する特約
①	口座振替扱	保険料口座振替特約
②	団体扱	団体扱特約Ⅰまたは団体扱特約Ⅱ(注2)

- (3) 本条(1)に定める保険料の払込方法(経路)のいずれによってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当社の本店もしくは当社の指定した場所に持参する方法または当社の指定した方法により払い込むことができます。
- (4) 保険契約者は、本条(1)に定める保険料の払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料の払込方法(経路)について、本条(2)の規定を準用します。
- (5) 保険料の払込方法(経路)が本条(1)に定める口座振替扱または団体扱の場合において、その保険契約が本条(2)の規定により付加された特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条(4)の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当社の本店もしくは当社の指定した場所に持参する方法または当社の指定した方法により払い込んでください。

- (注1) 所属団体と当社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限りです。
- (注2) 所属団体の種類に応じて、いずれかの特約の付加を必要とします。

第18条(年払保険料の前納)

- (1) 保険契約者は、当社の定める払込期間の範囲内で、当社の定める方法により、将来の2年分以上の年払保険料を前納することができます。この場合には、当社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
- (2) 本条(1)の保険料前納金は、当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込みに充当します。
- (3) 本条(1)の保険料前納金のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による運用は行いません。
- (4) 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

第19条(月払保険料の一括払)

- (1) 月払契約の場合には、保険契約者は、当社の定める方法により、当月分以後の保険料(注)を一括払することができます。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。
- (2) 本条(1)の一括払された保険料のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による運用は行いません。
- (3) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻し

ます。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

(注) 3か月分以上12か月分以下の保険料に限りです。

7. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第20条(猶予期間および保険契約の失効)

- (1) 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
- (2) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、次条に定める自動延長定期保険に変更される場合を除き、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。
- (3) 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
- (4) 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

8. 自動延長定期保険

第21条(自動延長定期保険)

- (1) 保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過した場合でも、この保険契約に解約返戻金(注1)があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出のない限り、次回以後の保険料の払込みを中止し、当社の定める取扱範囲内で、保険金額を定額とする次の①～③に定める内容の延長定期保険(以下「自動延長定期保険」といいます。)に変更します。この場合、自動延長定期保険は、猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を「自動延長定期保険への変更日」といいます。
 - ① 自動延長定期保険の保険金額は、猶予期間の満了時の保険金額(注1)(注2)と同額とします。
 - ② 自動延長定期保険の保険期間は、猶予期間の満了時のこの保険契約の解約返戻金(注1)を充当して定めます。
 - ③ 前②の規定にかかわらず、前②の自動延長定期保険の保険期間が元の保険契約の保険期間満了の日をこえるときは、その満了の日までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険の保険金額が前①の保険金額を超えるときは、前①の保険金額と同額とし、解約返戻金(注1)の残額を保険契約者に支払います。
- (2) 自動延長定期保険に変更した後は、次のとおり保険金を支払います。
 - ① 被保険者が本条(1)の自動延長定期保険の保険期間中に死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
 - ② 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として本条(1)の自動延長定期保険の保険期間中に高度障害状態(別表3)に該当したときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
 - ③ 本条(1)③の規定により生存保険を付加した場合、被保険者が本条(1)の自動延長定期保険の保険期間満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
- (3) 第9条(保険金の支払)から第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)までの規定は、本条(2)の規定による保険金の支払に準用します。この場合、第11条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)の規定中、「被保険者が死亡した日の積立金額」とあるのは「責任準備金」と読み替えます。
- (4) 当社は、本条(1)の規定により自動延長定期保険に変更した場合には、保険契約者に通知します。
- (5) 本条(1)の規定にかかわらず、本条(1)の自動延長定期保険の保険期間が当社の定める期間に満たない場合には、自動延長定期保険への変更は取り扱いません。
- (6) 自動延長定期保険に変更した後は、特別勘定による運用は行いません。
- (7) 保険契約者は将来に向けて自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、第30条(解約返戻金)の規定にかかわらず、その保険契約の経過年月数により、当社の定める計算方法に従い計算します。
- (8) 自動延長定期保険への変更日からその日を含めて3か月以内かつ本条(1)の自動延長定期保険の保険期間内に、保険契約者

から、次のいずれかの申出があったときは、当社は自動延長定期保険への変更を行なわなかったものとして、その申出による取扱いを行います。この場合、次の②および③の申出については、猶予期間の満了時にその申出があったものとして取り扱います。

- ① 当会社所定の利率による利息を付した延滞保険料(注3)の支払い
 - ② 第29条(解約)の規定による保険契約の解約
 - ③ 第34条(定額払済保険への変更)の規定による定額払済保険への変更
- (9) 本条(8)①の場合、延滞保険料のうち、当社の定める方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。
 - (注1) 第35条(契約者貸付)に定める契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。
 - (注2) 猶予期間の満了時の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。ただし、保険種類および保険金の名称を問わず、被保険者にかかる死亡保険金の保険金額の合計額が当社の定める金額を超えることとなるときは、その超える金額を差し引きます。
 - (注3) 本条(1)③の規定により解約返戻金(注1)の残額を保険契約者に支払っているときは、その金額を含みます。

9. 保険契約の復活

第22条(保険契約の復活)

- (1) 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内は、当社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。
- (2) 保険契約を復活する際の保険金額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。
- (3) 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (4) 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、延滞保険料に当会社所定の利率による利息を付して、当社の指定した期日までに当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください(注)。この場合、延滞保険料のうち、当社の定める方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。
- (5) 第15条(当社の責任開始期)(1)の規定は、本条の場合に準用します。
 - (注) 第35条(契約者貸付)(8)の規定により保険契約が効力を失った場合には、当社の定める金額をあわせて払い込んでください。

10. 詐欺による取消等

第23条(詐欺による取消)

保険契約の締結、復活または契約内容の変更の際に、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約の締結、復活または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第24条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または契約内容の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条(告知義務)

保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第26条(告知義務違反による解除)

- (1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当

- 会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- (5) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第27条(保険契約を解除できない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
- ① 保険契約の締結または復活の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - ② 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者が第25条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき。
 - ③ 保険媒介者(注)が、保険契約者または被保険者に対し、第25条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - ④ 当社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
 - ⑤ 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき(責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。)
- (2) 本条(1)②および③の規定は、その規定に定める保険媒介者(注)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条(告知義務)の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、これを適用しません。

(注) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第28条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次の①～⑦のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(注1)を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約の保険料払込み免除をさせる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - ④ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - ⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる死亡保険金(注1)の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のア～オのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められるとき。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。
 - エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦ 次のアまたはイに該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑥に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
 - ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
 - イ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

- (2) 当社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑦に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 保険金(注2)は支払いません。また、既に保険金(注2)を支払っていたときは、保険金(注2)の返還を請求します。
 - ② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
- (3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- (4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。
- (5) 本条(4)の規定にかかわらず、本条(1)⑥の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条(2)①の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条(4)の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 本条(1)①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

(注2) 本条(1)⑥のみに該当した場合で、本条(1)⑥ア～オに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

12. 解約および解約返戻金

第29条(解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第30条(解約返戻金)

- (1) 解約返戻金は、次の①および②を合計した金額とします。
- ① 基本保険金額について、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当社の定める計算方法に従い計算した金額
 - ② 解約返戻金の請求に必要な書類が当社に到着した日の積立金額から基本保険金額を支払うために必要な金額を差し引いた金額
- (2) 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本店で支払います。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、解約返戻金の支払がこの保険の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当社が認めるときは、当社は、最長6か月の範囲内で、解約返戻金の支払を延期することがあります。この場合、保険契約者は、解約返戻金が支払われる前に当社に申し出ることにより解約の申出を取り消すことができます。
- (5) 本条(4)の規定により解約返戻金の支払を延期する場合、当社は、解約返戻金に当社所定の利率による利息を付して支払います。

第31条(保険金等の受取人による保険契約の存続)

- (1) 債権者等(注)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時に以下の①および②を満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(注)に支払うべき金額を債権者等(注)に支払い、かつ、当会社はその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
 - ② 保険契約者でないこと。
- (3) 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金の受取人は当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等(注)に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等(注)に支払った金額を差し引いた残額を保険金の受取人に支払います。
- (注) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

13. 契約内容の変更

第32条(基本保険金額の減額)

- (1) 保険契約者は、当会社の定める単位にて、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は当会社の定める金額以上であることを必要とします。
 - (2) 基本保険金額の減額を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
 - (3) 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします(注)。
 - (4) 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
 - (5) 基本保険金額を減額した場合に契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (注) 積立金額のみを減額することはできません。

第33条(変額払済保険への変更)

- (1) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の変額払済保険(以下「変額払済保険」といいます。)に変更することができます。この場合、変額払済保険は、当会社所定の書類(別表1)を当会社が受け付けた日(以下「変額払済保険への変更日」といいます。)から効力を生じるものとします。
 - ① 変額払済保険の保険期間は、元の保険契約の保険期間満了の日までとします。
 - ② 変額払済保険の基本保険金額は、変額払済保険への変更日の解約返戻金(注1)を充当して計算します。ただし、このとき計算した基本保険金額が元の保険契約の保険金額(注2)を超えるときは、元の保険契約の保険金額(注2)と同額とし、解約返戻金(注1)の残額を保険契約者に支払います。
- (2) 変額払済保険に変更した後は、次のとおり保険金を支払います。
 - ① 被保険者が保険期間満了時に生存しているときは、本条(6)の金額を積立金額として計算した満期保険金を満期保険金受取人に支払います。
 - ② 被保険者が保険期間中に死亡したときは、本条(1)②および(6)の金額をそれぞれ基本保険金額、積立金額として計算した死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
 - ③ 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態(別表3)に該当したときは、本条(1)②および(6)の金額をそれぞれ基本保険金額、積立金額として計算した高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
- (3) 第8条(保険金額)から第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)までの規定は、本条(2)の規定による保険金の支払に準用します。
- (4) 本条(1)の規定にかかわらず、本条(1)②の保険契約者に支払うべき解約返戻金の残額がある場合で、次の①または②に該当することを保険契約者が知っているときは、変額払済保険への

変更は取り扱いません。

- ① 被保険者が危篤状態(別表5)に該当していること。
 - ② 被保険者が余命6か月以内と判断されていること。
- (5) 本条(4)に規定するほか、本条(1)②の変額払済保険の基本保険金額が当会社の定める金額に満たない場合には、変額払済保険への変更は取り扱いません。
- (6) 変額払済保険に変更した後も、特別勘定による運用を行い、積立金額を計算します。
- (7) 保険契約者は、将来に向かって変額払済保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、第30条(解約返戻金)(1)の規定を準用して計算します。
- (8) 当会社は、次のいずれかの事由が生じたときは、変額払済保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。
 - ① 被保険者が変額払済保険への変更日からその変更日の属する月の末日までの間に次のア～ウのいずれかに該当したとき。
 - ア. 被保険者が死亡したとき。
 - イ. 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限り。
 - ウ. 被保険者が保険料払込みの免除事由に該当したとき。ただし、その免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除される場合に限り。
 - ② 当会社が本条(1)②の解約返戻金の残額を保険契約者に支払った後で、本条(4)①または②に該当することが明らかになったとき。

- (注1) 第35条(契約者貸付)に定める契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。
- (注2) 変額払済保険への変更日の前日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。ただし、保険種類および保険金の名称を問わず、被保険者にかかる死亡保険金の保険金額の合計額が当会社の定める金額を超えることとなるときは、その超える金額を差し引きます。

第34条(定額払済保険への変更)

- (1) 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の定額払済保険(以下「定額払済保険」といいます。)に変更することができます。この場合、定額払済保険は、当会社所定の書類(別表1)を当会社が受け付けた日(以下「定額払済保険への変更日」といいます。)から効力を生じるものとします。
 - ① 定額払済保険の保険期間は、元の保険契約の保険期間満了の日までとします。
 - ② 定額払済保険の保険金額は、定額払済保険への変更日の解約返戻金(注1)を充当して計算します。ただし、このとき計算した保険金額が元の保険契約の保険金額(注2)を超えるときは、元の保険契約の保険金額(注2)と同額とし、解約返戻金(注1)の残額を保険契約者に支払います。
- (2) 定額払済保険に変更した後は、次のとおり保険金を支払います。
 - ① 被保険者が保険期間満了時に生存しているときは、本条(1)②の金額を保険金額とする満期保険金を満期保険金受取人に支払います。
 - ② 被保険者が保険期間中に死亡したときは、本条(1)②の金額を保険金額とする死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
 - ③ 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態(別表3)に該当したときは、本条(1)②の金額を保険金額とする高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
- (3) 第9条(保険金の支払)から第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)までの規定は、本条(2)の規定による保険金の支払に準用します。この場合、第11条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)の規定中、「被保険者が死亡した日の積立金額」とあるのは「責任準備金」と読み替えます。
- (4) 本条(1)の規定にかかわらず、本条(1)②の保険契約者に支払うべき解約返戻金の残額がある場合で、次の①または②に該当することを保険契約者が知っているときは、定額払済保険への変更は取り扱いません。
 - ① 被保険者が危篤状態(別表5)に該当していること。
 - ② 被保険者が余命6か月以内と判断されていること。
- (5) 本条(4)に規定するほか、本条(1)②の定額払済保険の保険金額が当会社の定める金額に満たない場合には、定額払済保険への変更は取り扱いません。

- (6) 定額払済保険に変更した後は、特別勘定による運用は行いません。
- (7) 保険契約者は、将来に向けて定額払済保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、第30条(解約返戻金)の規定にかかわらず、その保険契約の経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
- (8) 当社は、次のいずれかの事由が生じたときは、定額払済保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。ただし、第21条(自動延長定期保険)(8)③の規定により定額払済保険に変更した場合で、次の①に該当したときを除きます。
- ① 被保険者が定額払済保険への変更日からその変更日の属する月の末日までの間に次のア～ウのいずれかに該当したとき。
 - ア. 被保険者が死亡したとき。
 - イ. 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限りです。
 - ウ. 被保険者が保険料払込みの免除事由に該当したとき。ただし、その免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除される場合に限りです。
 - ② 当社が本条(1)②の解約返戻金の残額を保険契約者に支払った後で、本条(4)①または②に該当することが明らかになったとき。

- (注1) 第35条(契約者貸付)に定める契約者貸付があるときは、その元利金を差し引きます。
- (注2) 定額払済保険への変更日の前日の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をいいます。ただし、保険種類および保険金の名称を問わず、被保険者にかかる死亡保険金の保険金額の合計額が当会社の定める金額を超えることとなるときは、その超える金額を差し引きます。

14. 契約者貸付

第35条(契約者貸付)

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額(注)の所定の範囲内で、貸付を受けることができます。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の貸付を取り扱いません。
 - ① 第21条(自動延長定期保険)の規定により保険契約が自動延長定期保険に変更されたとき
 - ② 貸付金が当会社の定める金額に満たないとき
- (3) 契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (4) 本条(1)の貸付金の利息は、当社所定の利率で計算します。
- (5) 本条(1)の貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず、当社が別に定める方法により計算します。
- (6) 次のいずれかに該当する場合に本条(1)の貸付金があるときは、当社は、支払うべき金額またはその変更の際に充当すべき金額から、貸付金の元利金を差し引きます。
 - ① 保険契約が消滅したとき
 - ② 第32条(基本保険金額の減額)の規定により基本保険金額が減額されたとき
 - ③ 第21条(自動延長定期保険)、第33条(変額払済保険への変更)または第34条(定額払済保険への変更)の規定により保険契約が自動延長定期保険、変額払済保険または定額払済保険に変更されたとき
- (7) 契約者貸付の元利金が解約返戻金を超える場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当社の指定した期日までに、契約者貸付の元利金のうち、当社が返済を求めた金額を払い込んでください。
- (8) 本条(7)の払込みがなかった場合で、かつ、当社の指定した期日における契約者貸付の元利金はその期日における解約返戻金額を超えるときは、保険契約はその期日の翌日から効力を失います。
- (9) 保険契約者は、いつでも契約者貸付金の元利金の全部、または当社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。
- (10) 本条(1)の規定にかかわらず、貸付金の支払がこの保険の資産の運用および流動性に及ぼす影響が大きいと当社が認めるときは、当社は、最長6か月の範囲内で、貸付を行わないことがあります。

(注) 本条(3)に定める書類を当社が受け付けた日の解約返戻金額を基準とし、本条による契約者貸付が既にあるときは、その元利金を差し引きます。

15. 保険金の受取人

第36条(保険金の受取人の代表者)

- (1) 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第37条(保険金の受取人の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に死亡保険金または満期保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人または満期保険金受取人から死亡保険金または満期保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- (3) 死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。

第38条(遺言による保険金の受取人の変更)

- (1) 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または満期保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- (2) 本条(1)の死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)および(2)による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- (4) 遺言による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更をするときは、当社所定の書類(別表1)を提出してください。

第39条(保険金の受取人の死亡)

- (1) 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- (3) 本条(1)および(2)により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- (4) 満期保険金受取人が死亡した場合は、本条(1)から(3)までの規定を準用します。

16. 保険契約者

第40条(保険契約者の代表者)

- (1) 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- (3) 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第41条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- (2) 本条(1)の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第42条(保険契約者の住所の変更)

- (1) 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当社の本

店または当会社の指定した場所に通知してください。

- (2) 本条(1)の通知がなく、保険契約者の住所を当社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第43条(年齢の計算)

- (1) 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条(1)の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第44条(契約年齢および性別の誤りの取扱い)

- (1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
- ① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
- ② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日の属する月の翌月初日を契約日として当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

18. 契約者配当

第45条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19. 時効

第46条(時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第47条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- ① 被保険者が従事する業務を変更した場合(注)
- ② 被保険者が転居した場合
- ③ 被保険者が旅行した場合

(注) 第28条(重大事由による解除)(1)⑥に該当するものを除きます。

21. 管轄裁判所

第48条(管轄裁判所)

- (1) この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本店または保険金の受取人(注1)の住所地と同一の都道府県内にある支社(注2)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- (2) この保険契約における保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、本条(1)の規定を準用します。

(注1) 保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

(注2) 同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

22. 契約内容の登録

第49条(契約内容の登録)

- (1) 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会(以下本条において「協会」といいます。)に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市、区、郡までとします。)
- ② 死亡保険金の金額
- ③ 契約日(注1)
- ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、契約日(注1)から5年(注2)以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下本条において「各生命保険会社等」といいます。)は、本条(1)の規定により登録された被保険者について、保険契約(注3)の申込(注4)を受けた場合、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約(注3)の申込(注4)があった場合、本条(3)によって連絡された内容を保険契約(注3)の承諾(注5)の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、契約日(注6)から5年(注2)以内に保険契約(注3)について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾(注5)の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)～(5)および(注2)～(注6)中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

- (注1) 復活の取扱いが行われた場合は、復活の日とし、複数回復活の取扱いが行われた場合には最後の復活の日とします。
- (注2) 契約日(注1)において被保険者が15歳未満の場合は、「5年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
- (注3) 死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- (注4) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
- (注5) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- (注6) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

23. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

第50条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い)

- (1) 次の①～⑦に定める突発的な異常事態により特別勘定資産

の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間(以下「特別取扱期間」といいます。)中、当会社は、本条(2)および(3)の規定により取り扱います。

- ① 天災または戦争その他の変乱等
- ② 特別勘定資産に関する金融機関または資産運用会社に生じた次のいずれかの事態
 - ア. 取引停止
 - イ. 倒産
 - ウ. 著しい信用状況の悪化
- ③ 特別勘定資産に関する国・地域等の債務不履行または著しい信用状況の悪化
- ④ 証券取引所等における取引の停止
- ⑤ 外国為替取引の停止
- ⑥ 金融機関における決済機能の停止
- ⑦ その他前①～⑥に準じるやむを得ない事情

(2) 本条(1)の規定による特別取扱期間中の取扱いは、次の①～⑨のとおりとします。

- ① 第4条(特別勘定の指定および変更)、第15条(当会社の責任開始期)および第22条(保険契約の復活)の取扱い
 - ア. 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に保険料のうち第4条(特別勘定の指定および変更)(1)に定める金額を繰り入れる保険契約の申込の受付は行わず、既に行われたその申込については、申込はなかったものとして取り扱うことがあります。
 - イ. 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が繰入先に含まれる保険契約については、払い込まれた保険料のうち第4条(特別勘定の指定および変更)(1)に定める金額の特別勘定への繰入は行わず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を特別勘定に繰り入れれます。また、第21条(自動延長定期保険)(9)および第22条(保険契約の復活)(4)の延滞保険料についても同様に取り扱います。
 - ウ. 前イ.の場合、第1回保険料のうち第4条(特別勘定の指定および変更)(1)に定める金額が特別勘定に繰り入れられないときには、特別取扱期間中であれば、保険契約者は、保険契約の申込の取消を申し出ることができます。この場合、保険契約の申込はなかったものとして取り扱い、保険契約者に第1回保険料を返還します。
- ② 第4条(特別勘定の指定および変更)および第7条(積立金の移転)の取扱い
 - ア. 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が移転先または移転元に含まれる第5条(特別勘定の廃止等)(4)の規定による積立金の移転は行いません。
 - イ. 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定が含まれる特別勘定の選択もしくは繰入割合の変更または正常な評価ができない特別勘定が移転先もしくは移転元に含まれる積立金の移転の申込の受付は行わず、既に行われたその申込については、申出がなかったものとして取り扱うことがあります。
- ③ 第6条(積立金)の取扱い

特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約においては、第6条(積立金)(2)に定める金額の積立金からの控除は行わず、その後、正常な評価ができるようになった日に、その金額を積立金から控除します。
- ④ 第8条(保険金額)、第11条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)および第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の取扱い
 - ア. 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた日が特別取扱期間中に含まれる場合、その保険金額は基本保険金額または特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額のいずれか大きい金額とします。
 - イ. 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、保険期間満了の日が特別取扱期間中に含まれる場合、満期保険金の保険金額は特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額と同額とします。
 - ウ. 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、被保険者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときは、第11条(保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い)の規定中、「被保険者が死亡した日の積立金額」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額」と読み替えて、同条の規定を適用します。
 - エ. 前ア.の場合、特別取扱期間中に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定に従って基本保険金額(注1)を支払います。その

後、特別取扱期間満了の日の翌日における積立金額を計算し、その金額が基本保険金額を上まわるときは、第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定中、「その請求に必要な書類が当会社に到着した日」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日」と読み替えて同条の規定を適用し、その差額を支払います。

オ. 前イ.の場合、特別取扱期間中に満期保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなったときは、第12条(保険金の請求、支払時期および支払場所)の規定中、「その請求に必要な書類が当会社に到着した日」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日」と読み替えて同条の規定を適用します。

- ⑤ 第21条(自動延長定期保険)の取扱い
 - ア. 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約を自動延長定期保険に変更する場合で、猶予期間の満了日が特別取扱期間中に含まれるときは、特別取扱期間開始の日の前日の積立金額をもとに計算した解約返戻金(注2)を充当して自動延長定期保険の保険期間を定めま
 - イ. 前ア.の場合、自動延長定期保険に変更しなかったものとして特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額をもとに計算した解約返戻金(注2)が前ア.の金額を上まわるときは、その解約返戻金(注2)を充当して自動延長定期保険の保険期間を再計算するものとします。

⑥ 第33条(変額払済保険への変更)および第34条(定額払済保険への変更)の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約については、特別取扱期間中、第33条(変額払済保険への変更)または第34条(定額払済保険への変更)の規定による変額払済保険または定額払済保険への変更の申出の受付は行わず、既に行われたその申出については、申出がなかったものとして取り扱うことがあります。

⑦ 第30条(解約返戻金)の取扱い

ア. 正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約について、特別取扱期間中、解約の申出を受け付けた場合、第30条(解約返戻金)(1)の規定中、「解約返戻金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の積立金額」とあるのを「特別取扱期間満了の日の翌日の積立金額」と読み替えて、解約返戻金額を計算します。この場合、解約返戻金の支払時期については、第30条(解約返戻金)(3)の規定中、「その請求に必要な書類が当会社に到着した日」とあるのを「その請求に必要な書類が当会社に到着した日または特別取扱期間満了の日の翌日のいずれか遅い日」と読み替えて、同条の規定を適用します。

イ. 前ア.の場合、特別取扱期間中であれば、保険契約者は、解約の取消を申し出ることができます。この場合、解約の申出がなかったものとして取り扱います。

⑧ 第32条(基本保険金額の減額)の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第32条(基本保険金額の減額)の規定による基本保険金額の減額の申出の受付は行わず、既に行われたその申出については、申出がなかったものとして取り扱うことがあります。

⑨ 第35条(契約者貸付)の取扱い

正常な評価ができない特別勘定に積立金を有する保険契約において、特別取扱期間中、第35条(契約者貸付)の規定による貸付の申出の受付は行わず、既に行われたその申出については、申出がなかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 当会社は、本条(2)の取扱いを行う場合または特別勘定資産の正常な評価ができるようになった場合には、当会社の定める方法により直ちにその旨を公表します。

(注1) 基本保険金額から差し引くべき金額があるときは、その金額を差し引いた金額とします。

(注2) 第35条(契約者貸付)に定める契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。

別表 1 請求書類

(1) 保険金、保険料払込免除の請求書類

	項目	提出書類
1	死亡保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄(抄)本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍謄(抄)本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込みを証する書類 (7) 保険証券
2	高度障害保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師)の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄(抄)本) (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
3	満期保険金 生存保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄(抄)本) (3) 満期保険金受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券
4	保険料払込みの免除	(1) 当社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師)の診断書 (4) 最終の保険料払込みを証する書類 (5) 保険証券

(注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

	項目	提出書類
1	保険契約の復活	(1) 当社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当社所定の告知書
2	解約返戻金	(1) 当社所定の解約返戻金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
3	契約内容の変更 ・基本保険金額の減額 ・変額払済保険への変更 ・定額払済保険への変更	(1) 当社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
4	契約者貸付	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込みを証する書類 (4) 保険証券
5	保険金の受取人の変更 (遺言による変更を含みます。)	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(遺言による変更の場合は、遺言書(写)) (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	繰入割合の変更 積立金の移転	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	保険金等の受取人による 保険契約の存続の通知	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類

(注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>(嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。)
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。

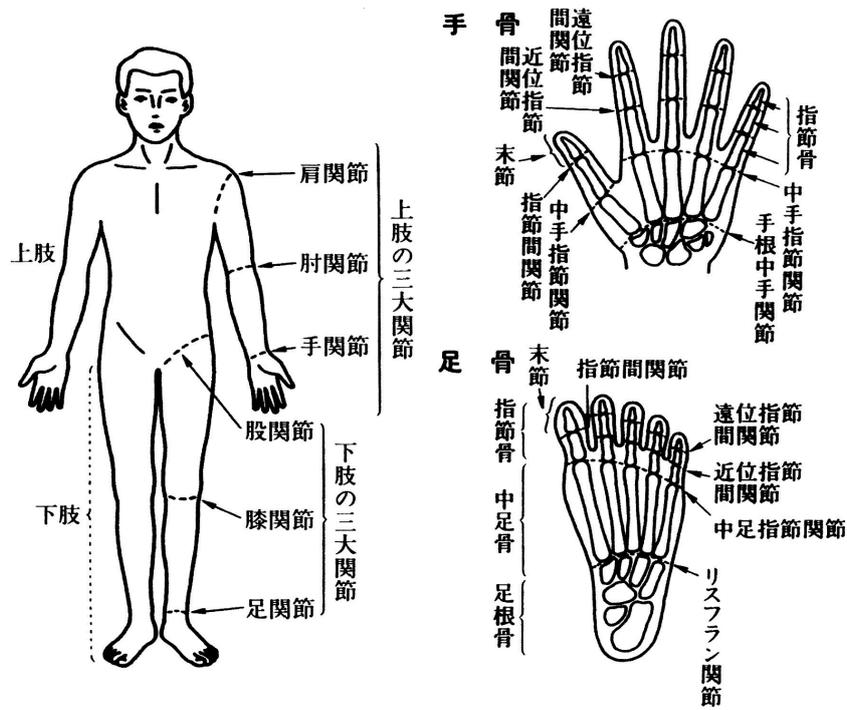
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	<p>「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合</p> <p>② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合</p>
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる身体障害状態	備考
1	1眼の視力を全く永久に失ったもの	<p>(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</p> <p>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。</p> <p>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p>
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	<p>(1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行います。</p> <p>(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、$1/4(a+2b+c)$の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。</p>
3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	<p>(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。</p> <p>(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 頸椎における完全強直の場合</p> <p>② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合</p>
4	1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	<p>(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合</p> <p>② 上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合</p>
5	1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	<p>(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 関節の完全強直で回復の見込みのない場合</p> <p>② 人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合</p>
6	1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	<p>「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。</p>
7	10手指の用を全く永久に失ったもの	<p>「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 手指の末節の2分の1以上を失った場合</p> <p>② 手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合</p>
8	10足指を失ったもの	<p>「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。</p>

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる危篤状態

対象となる危篤状態とは、変額払済保険または定額払済保険への変更請求のあった日からその日を含めて7日以内に、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血等の救命治療が施されている状態をさします。

年金支払特約条項 目次

第1条	用語の意義	第15条	年金支払期間の変更
第2条	特約の締結	第16条	年金受取人の住所の変更
第3条	年金基金の設定	第17条	契約者配当
第4条	年金支払日	第18条	時効
第5条	年金額の計算	第19条	主約款の準用
第6条	年金受取人	第20条	主契約が更新された場合の取扱い
第7条	年金の支払	第21条	この特約を付加した場合の主契約等の取扱い
第8条	年金受取人の死亡	第22条	債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に主契約等の保険金の支払事由が生じた場合の特則
第9条	年金の一括払	第23条	重大事由による解除に関する特則
第10条	年金の請求、支払時期および支払場所	第24条	養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第11条	特約の失効	第25条	新変額保険(有期型)に付加した場合の特則
第12条	特約の復活		
第13条	特約の解約		
第14条	特約の消滅		

年金支払特約条項

(平成29年10月17日改定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)または主契約に付加された特約の保険金等の全部または一部について、一時金による支払にかえて、年金により支払うことを主な目的とするものです。

第1条(用語の意義)

- (1) この特約において「保険金等」とは、主契約または主契約に付加された特約の保険金(注1)および障害給付金(注2)をいいます。
 - (2) この特約において「保険金等の金額」とは、保険金等として支払うべき金額(注3)をいいます。
- (注1) 家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の死亡保険金および高度障害保険金ならびにリビング・ニーズ特約の特定状態保険金を除きます。
- (注2) 被保険者の身体障害の状態が第1級に該当した場合に限りです。
- (注3) 保険金等とともに支払われる金銭を含み、保険金等から差し引くべき金額があるときは、その金額を除きます。

第2条(特約の締結)

- (1) この特約は、主契約の契約日以後、保険金等の支払事由が生じる前に、保険契約者の申出により、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
 - (2) この特約が締結されたときは、保険契約者(注)は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金の年金支払を選択することはできません。
- (注) 保険金の支払事由が生じた後はその保険金の受取人となります。

第3条(年金基金の設定)

- (1) この特約が締結されたときは、保険金等(注)の支払事由が生じた日を年金基金設定日とし、保険金等(注)の金額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、年金受取人は、当会社に申出を行うことにより、保険金等の金額を年金基金に充当しないことができます。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。
- (3) 年金基金が設定された場合は、当会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

(注) この特約の締結の際に、当会社の定める取扱範囲により年金基金に充当しないこととした保険金等を除きます。

第4条(年金支払日)

- (1) 第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)は、年金基金設定日とします。
 - (2) 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日(注)とします。
- (注) 毎年の年金支払開始日に対応する日をいいます。

第5条(年金額の計算)

- (1) 年金額は、当会社の定める方法により、年金基金をもとに、年金基金設定日における当会社の定める率を用いて計算した額とします。
- (2) 本条(1)の年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、第7条(年金の支払)の規定にかかわらず、年金の支払を行いません。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。

第6条(年金受取人)

- (1) 年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (2) この特約の締結の際、同一の保険金等について受取人が2人以上いるときは、保険契約者は、そのうち1人をこの特約の年金受取人の代表者として指定することを必要とします。
- (3) この特約が締結された後、保険金等の受取人に変更が生じた場合(注1)で、同一の保険金等について変更後の受取人が2人以上いるときは、保険契約者は、そのうち1人をこの特約の年金受取人の代表者として指定することを必要とします。
- (4) 本条(2)または(3)による代表者が死亡した場合(注2)で、その後、新たな代表者が指定されないまま、保険金等の支払事由が生じたときは、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 年金受取人は、そのうち1人を協議により代表者として指定することを必要とします。
 - ② 前①による代表者の指定が行われなときは、第7条(年金の支払)の規定にかかわらず、年金の支払を行いません。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。
- (5) 本条(2)~(4)により指定された年金受取人の代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

(注1) 保険金等の受取人が死亡した場合を含みます。
(注2) 保険金等の受取人が死亡し、その法定相続人が2人以上となる場合を含みます。

第7条(年金の支払)

年金の種類は確定年金とし、年金支払期間中の年金支払日が到来したときは、第5条(年金額の計算)によって定められた年金額を年金受取人に支払います。

第8条(年金受取人の死亡)

- (1) 前条の規定にかかわらず、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に年金受取人(注)が死亡したときは、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間中の未払年金の現価を死亡時未払年金受取人に一時に支払います。
- (2) 本条(1)の場合、死亡時未払年金受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 死亡時未払年金受取人とは、次の①または②に該当する者をいいます。
 - ① 死亡した年金受取人(注)の法定相続人
 - ② 第6条(年金受取人)の規定により年金受取人の代表者が指定された場合、他の年金受取人
- (4) 死亡時未払年金受取人が2名以上となる場合は、代表者1人を

指定することを必要とします。この場合、その代表者は、他の死亡時未払年金受取人を代理するものとします。

- (5) 本条(4)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当社が死亡時未払年金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡時未払年金受取人に対しても効力を生じます。
- (6) 本条(1)の規定により、残余年金支払期間中の未払年金の現価を支払ったときは、この特約は年金受取人(注)が死亡した時に消滅したものとみなします。

(注) 第6条(年金受取人)の規定により年金受取人の代表者が指定された場合は、その代表者とします。

第9条(年金の一括払)

- (1) 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間中の未払年金の一括払を請求することができます。
- (2) 本条(1)の場合、残余年金支払期間中の未払年金の現価を一括して支払い、この特約はその支払を行った時に消滅します。

第10条(年金の請求、支払時期および支払場所)

- (1) 年金を請求するとき(注)は、年金受取人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (2) 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金の支払の場合に準用します。

(注) 前条の規定により、年金の一括払を請求する場合があります。

第11条(特約の失効)

主契約が保険金等の支払事由が生じる前に効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条(特約の復活)

- (1) 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) 当社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第13条(特約の解約)

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) この特約を解約するときは、保険契約者は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。

第14条(特約の消滅)

この特約に別段の定めがない限り、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したとき(注)。
- ② 主契約に年金支払移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が付加され、主契約の全部または一部について年金支払、介護保障または終身介護保障に移行したとき。
- ③ この特約の年金支払期間が満了したとき。

(注) この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合で、主契約の保険期間が満了したときを除きます。

第15条(年金支払期間の変更)

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、当社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、第1回の年金の請求の際に限り、当社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。
- (3) 本条(1)または(2)の規定により年金支払期間の変更を請求するときは、保険契約者または年金受取人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (4) 当社が年金支払期間の変更を承諾したときは、保険契約者(注)に書面により通知します。

(注) 年金受取人が年金支払期間の変更を請求した場合は、年金受取人となります。

第16条(年金受取人の住所の変更)

- (1) 年金受取人が住所を変更したときは、すみやかに当社に通知してください。
- (2) 本条(1)の通知がなく、年金受取人の住所を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。

第17条(契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

第18条(時効)

年金その他この特約に基づく諸支払金を請求する権利は、3年間請求がないときは消滅します。

第19条(主約款の準用)

この特約に別段の定めがない場合は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条(主契約が更新された場合の取扱い)

- (1) この特約を付加した主契約が更新された場合、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がない限り、更新後の主契約にはこの特約が付加されます。
- (2) 本条(1)の場合、更新後の主契約に付加されるこの特約には、更新時の特約条項が適用されます。

第21条(この特約を付加した場合の主契約等の取扱い)

- (1) 第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主約款に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなし、その後主契約の死亡保険金(注)の請求を受けても、当社は、その死亡保険金(注)を支払いません。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の特定疾病保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後主契約の高度障害保険金または死亡保険金の請求を受けても、当社は、その高度障害保険金または死亡保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)のほか、この特約を低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の介護保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後主契約の高度障害保険金または死亡保険金の請求を受けても、当社は、その高度障害保険金または死亡保険金を支払いません。
- (4) 本条(1)のほか、この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)の規定により主契約の災害高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の災害高度障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後主契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金または災害死亡保険金を支払いません。
- (5) この特約を付加した主契約に災害割増特約が付加された場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により災害割増特約の災害高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、災害割増特約条項の規定にかかわらず、災害割増特約は、被保険者が災害割増特約に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなし、その後災害割増特約の災害死亡保険金の請求を受けても、当社は、その災害死亡保険金を支払いません。
- (6) この特約を付加した主契約に指定代理請求特約が付加された場合、指定代理請求特約は、主契約が消滅したときでも、この特約が消滅しない限り、消滅しないものとします。

(注) この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合は、災害死亡保険金を含みます。

第22条(債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に主契約等の保険金の支払事由が生じた場合の特則)

債権者等(注)による保険契約の解約の通知が当社に到達し、かつ、

主約款または主契約に付加された特約の特約条項(以下「主約款等」といいます。)の規定により解約の効力が生じるまでまたは主約款等の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じた場合には、第3条(年金基金の設定)(1)の規定にかかわらず、保険金等の年金基金への充当は行わず、主約款等の規定によりその保険金等を支払います。

(注) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第23条(重大事由による解除に関する特則)

- (1) 当社は、年金支払開始日より後に主約款に定める重大事由が発生した場合でも、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用してこの特約を解除することができます。この場合、保険契約者に支払うべき返戻金の額は、残余年金支払期間中の未払年金の現価とします。
- (2) 本条(1)の規定により年金支払開始日より後に主約款の重大事由による解除に関する規定を準用して保険契約を解除する場合で、かつ、保険金等の一部の受取人(以下、本条(2)において「一部受取人」といいます。)に対して保険金等が支払われないこととなるときは、主約款の重大事由による解除に関する規定によるほか、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分について、既にこの特約の年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ② 前①以外の部分については、その部分に対応する残余年金支払期間中の未払年金の現価を算出し、一部受取人以外の年金受取人に支払います。

第24条(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加したときは、第3条(年金基金の設定)の規定にかかわらず、主契約が更新され、かつ、更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払となる場合、更新前の主契約の満期保険金は年金基金に充当しないものとします。

第25条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合、年金基金に充当された保険金等に対しては、年金支払開始日以後、特別勘定による運用は行いません。

別表1 請求書類

	項目	提出書類
1	年金 年金の一括払	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍謄(抄)本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券(第2回以後の年金および年金の一括払の場合は年金証書)
2	年金支払期間の変更	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者(第1回の年金の請求の際に変更する場合は年金受取人)の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	解約	(1) 当社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金受取人の死亡	(1) 当社所定の請求書 (2) 死亡した年金受取人の戸籍謄(抄)本 (3) 死亡時未払年金受取人の代表者選任届(死亡時未払年金受取人が1名の場合は不要) (4) 死亡時未払年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
(注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

リビング・ニース特約条項 目次

第1条	特定状態保険金の支払	第25条	主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則
第2条	特定状態保険金の支払に関する補則	第26条	主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則
第3条	特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所	第27条	主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則
第4条	特定状態保険金を支払わない場合	第28条	主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則
第5条	特約の締結	第29条	主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い
第6条	特約の責任開始期	第30条	定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則
第7条	特約保険料	第31条	逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則
第8条	特約の失効	第32条	終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第9条	特約の復活	第33条	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第10条	告知義務および告知義務違反による解除	第34条	低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合の特則
第11条	重大事由による解除	第35条	災害保障期間付定期保険に付加した場合の特則
第12条	特約の解約	第36条	5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第13条	特約の解約返戻金	第37条	新変額保険(有期型)に付加した場合の特則
第14条	特約の消滅とみなす場合		
第15条	特約の復旧		
第16条	指定代理請求人の変更		
第17条	主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い		
第18条	管轄裁判所		
第19条	主約款の規定の準用		
第20条	主契約を払済保険に変更した場合の特則		
第21条	主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則		
第22条	主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則		
第23条	主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則		
第24条	主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則		

リビング・ニース特約条項

(平成29年10月17日改定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第1条(特定状態保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日(第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)(1)に規定する当会社所定の書類が当会社に到着した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当社は、特定状態保険金を支払いません。
- (2) 特定状態保険金の金額は、次の金額とします。

特定状態 保険金の 金額	=	主契約の保険金額のうち、当社の定める範囲内で特定状態保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)	-	当社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額
--------------------	---	--	---	--

第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)

- (1) 特定状態保険金の受取人は、被保険者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者(その法人)である場合には、本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者(その法人)を特定状態保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

- (3) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (4) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。
- (5) 本条(4)の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。
- (6) 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- (7) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
- (8) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- (9) 主約款に定める死亡保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)

- (1) 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求(注)する場合には、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (2) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求(注)できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した1人の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、当会社所定の書類(別表1)およびその事情を証明する書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求(注)することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- ① 傷害または疾病により、特定状態保険金を請求(注)する意思表示ができないこと。
 - ② 傷病名の告知を受けていないこと。
 - ③ その他前①または②に準じた状態であること。
- (3) 指定代理請求人が本条(2)の特定状態保険金の請求(注)を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (4) 本条(2)および(3)の規定により当社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求(注)を受けても、当社は、これを支払いません。
- (5) 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特定状態保険金の支払の場合に準用します。
- (注) 第1条(特定状態保険金の支払)(2)の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。

第4条(特定状態保険金を支払わない場合)

被保険者が次の①～③のいずれかによって第1条(特定状態保険金の支払)(1)の規定に該当した場合には、当社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、次の②の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 指定代理請求人の故意
- ③ 戦争その他の変乱

第5条(特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第6条(特約の責任開始期)

- (1) 当社は、下表の「特約上の責任が開始される時(責任開始期)」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加の時期	特約上の責任が開始される時(責任開始期)
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合	当社が特約付加の申込を承諾した時

- (2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第7条(特約保険料)

この特約に対する保険料はありません。

第8条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条(特約の復活)

- (1) 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (2) 当社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第10条(告知義務および告知義務違反による解除)

- (1) 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。
- (2) 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第11条(重大事由による解除)

- (1) 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (2) 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第12条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第13条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第14条(特約の消滅とみなす場合)

- 次の①～③の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- ① 第1条(特定状態保険金の支払)の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
 - ② 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - ③ 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

第15条(特約の復旧)

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、前条③の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

第16条(指定代理請求人の変更)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)(3)の規定の範囲内の者であることを必要とします。
- (2) 本条(1)の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条(1)の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第17条(主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い)

特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第18条(管轄裁判所)

この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条(主契約を払済保険に変更した場合の特則)

- (1) 主契約を払済保険(注1)に変更した場合で、主約款の規定により払済保険(注1)への変更の際に保険契約者に支払うべき金額を当社が支払った後に、次のいずれかの事由に該当していたことが判明したとき(注2)は、特定状態保険金の金額は、払済保険(注1)への変更の際に支払った金額を差し引いた金額とします。
 - ① 被保険者が主約款に定める危篤状態に該当していること。
 - ② 被保険者が余命6か月以内と判断されていること。
- (2) 本条(1)の場合、主約款の規定にかかわらず、被保険者が死亡したときに、当社は、死亡保険金から払済保険(注1)への変更の際に支払った金額を差し引きません。ただし、払済保険(注1)への変更の際に支払った金額が、本条(1)の規定により差し引いた金額を超えている場合には、その超えている金額を被保険者が死亡したときに死亡保険金から差し引きます。

- (注1) 定額払済保険および変額払済保険を含みます。
(注2) 主約款の規定により本条(1)のいずれの事由に該当している

ことを保険契約者が知っているときに払済保険(注1)への変更を取り扱わない場合に限りです。

第21条(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

			当社の定めた方法
特定状態	指定	特定状態保険金	で計算した特定状態
保険金の	= 保険	の請求日にお	保険金の請求日から
金額	金額	る特別条件付保	6か月間の指定保険
		険特約条項に定	金額に対応する利息
		める所定の割合	および保険料に相当
			する額

第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑥のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
- ② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)の規定を準用します。
- ④ 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注1)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

			当社の定めた方法
特定状態	指定	特定状態保険金	で計算した特定
保険金の	= 保険	の請求日にお	状態保険金の請求
金額	金額	る特別条件付保	日から6か月間の
		険特約条項に定	指定保険金額に対
		める所定の割合	応する利息および
			保険料に相当する額

- ⑥ 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次のとおりとします。
 - ア. この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを必要とします。
 - イ. この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(注2)が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更(注2)が行われたものとします。
 - ウ. 特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてつけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

(注1) それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。
 (注2) 指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第23条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に逓減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における保険金額とします。
- ② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特

定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
 - ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ウ. 前イ.の場合、逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- ④ 逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注2)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条⑤の規定を適用します。

(注1) 応当日のない場合は、その月の末日とします。
 (注2) 逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合を除きます。

第24条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に逓増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- ② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
 - ア. 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - イ. 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ウ. 前イ.の場合、逓増定期保険特約の特約基本保険金額は、逓増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- ④ 逓増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)⑤の規定を適用します。

(注) 逓増定期保険特約条項の規定により逓増定期保険特約が更新される場合を除きます。

第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)

主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解

約返戻金型)が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱い扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額を加えます。この場合、家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における保険金額(注2)とします。
- ② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
 - ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)は指定保険金額に対応する特約基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
 - ウ. 前イの場合、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額は、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額から指定保険金額に対応する特約基準給付金月額を差し引いた金額に改められます(注3)。
 - エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)条項に定める特約保険金の月払給付に関する規定を適用しません。
- ④ 家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- ⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

			当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額
特定状態保険金の金額	=	指定保険金額 × 特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合	-

- (注1) 応当日のない場合は、その月の末日とします。
 (注2) 特定状態保険金の請求日における特約保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における特約保険金額とします。
 (注3) この場合、特約基準給付金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。

第26条(主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則)

主契約に収入保障特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱い扱います。

- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第31条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第32条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第24条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)

③および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第27条(主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱い扱います。

- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第30条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア.、第31条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第32条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第24条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第28条(主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱い扱います。

- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第30条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア.、第31条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第32条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第24条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第29条(主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い)

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第30条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア、第31条(通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア、もしくは第32条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②アの規定により主契約が消滅したときまたは第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第24条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注1)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときは、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 入院給付金または療養給付金のある当会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いの規定を準用します。
- ② 入院給付金、手術給付金、療養給付金、重度5疾病・重度介護給付金、重度5疾病・重度介護一時金または災害死亡保険金等のある当会社所定の特約については、主契約の保険金額(注1)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、主契約に保障開始条件付配偶者医療保障特約が付加されている場合は、次の①～⑤のとおり取り扱います。
- ① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第30条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア、または第31条(通増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)(1)②アの規定により主契約が消滅したときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の特約の消滅に関する規定にかかわらず、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅しません。
- ② 特定状態保険金を支払うときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の医療保障開始期に関する規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注2)を医療保障開始期とみなします。ただし、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注2)が特約保険期間満了日(注3)を超えるときはこの限りではありません。
- ③ 前①の場合、特定状態保険金の金額は、第1条(特定状態保険金の支払)(2)の規定にかかわらず、指定保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料ならびに保障開始条件付配偶者医療保障特約の保険料に相当する額を差し引いた金額とします。
- ④ 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第24条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注1)、逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、保障開始条件付配偶者医療保障特約はそのまま有効に継続します。
- ⑤ 前①～④の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から医療保障開始期までの間に、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項に定める特約の消滅とみなす事由に該当した場合(注4)は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅したものとみなします。また、保障開始条件付配偶者医療保障特約の被保険者の故意により、特定状態保険金が支払われる場合は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は、特定状態保険金の

請求日にさかのぼって消滅したものとし、保障開始条件付配偶者医療保障特約の責任準備金を保険契約者に返戻します。

- (注1) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- (注2) 応当日のない場合は、その月の末日とします。
- (注3) 特約が更新される場合を除きます。
- (注4) 主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。

第30条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

- (1) この特約を定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。
- (2) 本条(1)のほか、この特約を家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における主契約の保険金額(注2)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、次のとおり取り扱います。
- ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)は指定保険金額に対応する基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- ウ. 前イの場合、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)の基準給付金月額は、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)の基準給付金月額から指定保険金額に対応する基準給付金月額を差し引いた金額に改められます(注3)。
- エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険普通保険約款または家計保障定期保険(無解約返戻金型)普通保険約款に定める保険金の月払給付に関する規定を適用しません。
- (注1) 応当日のない場合は、その月の末日とします。
- (注2) 特定状態保険金の請求日における保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (注3) この場合、基準給付金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。

第31条(逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合の特則)

- (1) この特約を逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- ② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
- ア. 特定状態保険金の請求日における逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険の保険金額(注)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逡増定期保険または低解約返戻金型逡増定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ. 特定状態保険金の請求日における通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の保険金額(注)の一部が指定保険金額として特定状態保険金が支払われた場合には、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イの場合、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の基本保険金額は、通増定期保険または低解約返戻金型通増定期保険の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

(2) 本条(1)のほか、この特約を通増定期保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。

(注) 低解約返戻金型通増定期保険において、支払うべき死亡保険金が解約返戻金を下回り、解約返戻金と同額を死亡保険金として支払うべき場合には、その死亡保険金の額とします。

第32条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)

(1) この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 主契約の全部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

② 主契約の一部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条(特約の消滅とみなす場合)②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

(2) 本条(1)のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)～(5)までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

ア. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

イ. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額、基本保険金額、最低保証保険金額、給付金日額および残存保険金額は、それぞれ特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特定状態保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとみなし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、減額分については、当会社は、これを支払いません。この場合、減額分の解約返戻金はありません。

ウ. 前イの場合、主約款に定める減額後の保険金額、残存保険金額、入院給付金および介護給付金の規定を準用します。

③ 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用したとき、または、主契約の一部について保険契約者が5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用した場合で、あわせて5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用しなかったときは、この特約は消滅します。

④ 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用したときは、次のア.～オ.のと

り取り扱います。

ア. 第1条(特定状態保険金の支払)(2)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と読み替えます。

イ. 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(2)中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「5年ごと利差配当付終身保障移行特約の特約死亡保険金受取人(特約死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。

ウ. 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、(4)および(5)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項に定める特約死亡保険金または特約高度障害保険金」と読み替えます。

エ. 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(9)中「主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付」と読み替えます。

オ. 第14条(特約の消滅とみなす場合)②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分」と読み替えます。

第33条(5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① この特約と主契約の指定代理請求人は同一人であることを必要とします。

② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(注)が行われたときは、他の特約または主契約について同一の指定または変更(注)が行われたものとします。

③ 主約款に定める特定疾病保障金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてつけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

④ 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条(特定状態保険金の支払)(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日(主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。)」と読み替えます。

(注) 指定代理請求人を指定しない場合も含みます。

第34条(低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合の特則)

この特約を低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加した場合には、次の①～⑦のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)～(5)の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

ア. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額(注2)分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イの場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額(注2)を差し引いた金額に改められます。

③ 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

④ 主約款に定める介護保険金の請求を受け、その介護保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

⑤ 主約款に定める介護保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

⑥ 主契約の全部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

⑦ 主契約の一部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項

たは5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第14条(特約の消滅とみなす場合)②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分を除いた部分」と読み替えます。

- (注1) 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、解約返戻金と同額とします。
 (注2) 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、次の計算式により計算した金額とします。ただし、計算結果に10万円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて10万円単位とします。

$$\text{指定保険金額} \times \frac{\text{請求日における主契約の保険金額}}{\text{請求日における主契約の解約返戻金の額}}$$

第35条(災害保障期間付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)(1)中「主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合」とあるのは、「主契約の第1保険期間中である場合または主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合」と読み替えます。
 ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(6)～(8)中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは、「死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金または災害高度障害保険金」と読み替えます。

第36条(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

- ① この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または家計保障定期保険特約の付加を必要とします。
 ② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(2)中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」および主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
 ③ 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、通減定期保険特約条項、通増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。

- ④ 第14条(特約の消滅とみなす場合)に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、通減定期保険特約、通増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および家計保障定期保険特約がすべて消滅したとき(家計保障定期保険特約の場合は、特約保険金の月払給付を行う場合を含みます。)も、この特約は消滅します。
 ⑤ 第22条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)、第23条(主契約に通減定期保険特約が付加されている場合の特則)、第24条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則)および第25条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)の規定の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

第37条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

- (1) この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 第1条(特定状態保険金の支払)から第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)までの規定中、「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額(主契約が定額払済保険に変更された場合は、保険金額)」と読み替えます。
 ② 特約状態保険金の請求日における主契約の積立金額(以下単に「主契約の積立金額」といいます。)が主契約の基本保険金額を上まわるときは、特定状態保険金の支払にあたって、次の計算式により計算した金額をその支払額に加算します。

$$\left(\frac{\text{主契約の積立金額} - \text{主契約の基本保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}} \right) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

ただし、主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に定める保険金削減支払期間内に特定状態保険金の請求があった場合で、主契約の積立金額が主契約の基本保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める割合(以下「削減割合」といいます。)を乗じた金額を上まわるときは、特定状態保険金の支払にあたって、次の計算式により計算した金額をその支払額に加算します。

$$\left(\frac{\text{主契約の積立金額} - \left(\frac{\text{主契約の基本保険金額} \times \text{削減割合}}{\text{金額}} \right)}{\text{主契約の基本保険金額}} \right) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

- ③ 第14条(特約の消滅とみなす場合)中、「延長定期保険」とあるのは、「自動延長定期保険」と読み替えます。
 (2) 本条(1)①の規定により読み替えて適用する第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(5)の規定により主契約の基本保険金額を改める場合、その主契約の基本保険金額から指定保険金額を差し引いた割合と同じ割合で積立金額も改めます。

別表1 請求書類

(1) 特定状態保険金の請求書類

項目	提出書類
1 特定状態保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師(被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師)の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄(抄)本) (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込みを証する書類 (6) 保険証券
2 特定状態保険金の指定代理請求	(1) 上記1.特定状態保険金に定める請求書類 (2) 指定代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (3) 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類(ただし、指定代理請求人が第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)(3)①または②に該当する場合は不要。)

(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	提出書類
指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

指定代理請求特約条項 目次

第1条 特約の締結	第7条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第2条 特約の対象となる保険金等	第8条 主約款の規定の準用
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求	第9条 5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第4条 指定代理請求人の変更および指定の撤回	第10条 一時払終身介護保険に付加した場合の特則
第5条 告知義務違反による解除等の通知	第11条 学資保険に付加した場合の特則
第6条 特約の解約	

指定代理請求特約条項

(平成28年11月2日改定)

(この特約の概要)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない当社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、一時金、給付金、年金または祝金(保険料の払込免除を含み、以下「保険金等」といいます。保険金等には、保険金等が支払われるときに、その受取人に支払われる契約者配当金、保険料前納金の残額等を含みます。)は、次の①～⑭に定めるとおりとします。ただし、被保険者と保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合には、保険契約者。以下同じ。)が同一人である場合に限り、⑮～⑳に定める保険金等(注1)～(注2)は、保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の同意を得て、主契約に付加して締結します。

- ① 高度障害保険金(注1)
- ② 特定疾病保険金(注2)
- ③ 障害給付金
- ④ 特定状態保険金
- ⑤ 死亡保険金(注3)
- ⑥ 満期保険金
- ⑦ 年金(注2)
- ⑧ 祝金
- ⑨ 診断給付金(注2)
- ⑩ 入院給付金
- ⑪ 手術給付金
- ⑫ 通院給付金
- ⑬ 先進医療給付金
- ⑭ 治療給付金
- ⑮ 5疾病初期入院給付金
- ⑯ 介護給付金(注2)
- ⑰ 重度5疾病・重度介護給付金(注2)
- ⑱ 健康還付給付金
- ⑲ 特約生存給付金
- ⑳ 健康祝金
- ㉑ 生存祝金
- ㉒ 長期継続特約給付金
- ㉓ 保険料の払込免除

- (注1) 名称がいかなる場合であっても、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)または主契約に付加される特約(以下「主特約」といいます。)の特約条項に定める高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金等を含みます。
- (注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。
- (注3) 名称がいかなる場合であっても、死亡したことにより支払われる保険金等を含みます。ただし、5年ごと利差配当付こども保険、学資保険、配偶者定期保険特約またはこども定期保険特約の保険金等に限り、⑮～⑳に定める保険金等(注1)～(注2)は、保険契約者(以下「保険契約者」といいます。)の同意を得て、主契約に付加して締結します。

第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)

- (1) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1人の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、当社所定の書類(別表1)およびその事情を証明する書類を提出し、当社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- ① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと。
 - ② 傷病名の告知を受けていないこと。

- ③ その他前①または②に準じた状態であること。
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかの範囲内であることを必要とします。
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (3) 本条(1)および(2)により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(注1)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を本条(1)①もしくは③に定める状態(注2)に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

- (注1) 保険料の払込免除の事由を含みます。
- (注2) 本条(1)③については、本条(1)①に準じた状態に限り、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
- (注3) 保険料の払込みを免除しないことを含みます。

第4条(指定代理請求人の変更および指定の撤回)

- (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類(別表1)を提出してください。なお、指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
- (2) 本条(1)の変更または撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第5条(告知義務違反による解除等の通知)

当社が、主契約または主特約について告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先またはこれらの者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先に通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条(特約の解約)

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条(主約款等の代理請求に関する規定の不適用)

この特約が付加された場合(注1)には、主約款または主特約の特約条項による指定代理請求人は撤回されたものとし、指定代理請求人に関する規定または介護年金および介護給付金(注2)の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

- (注1) その後に第4条(指定代理請求人の変更および指定の撤回)の規定により指定代理請求人の指定が撤回された場合を含みます。
- (注2) 名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

第8条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第9条(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

- (1) この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、以下のとおり読み替えます。

	該当条文	読替前	読替後
①	第2条(特約の対象となる保険金等)	被保険者	保険契約者 または被保険者
②	第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)	被保険者	保険契約者
③	別表1	被保険者	保険契約者

- (2) 5年ごと利差配当付こども保険が払済保険に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとみなします。

第10条(一時払終身介護保険に付加した場合の特則)

この特約を一時払終身介護保険に付加した場合、第2条(特約の対象となる保険金等)(注2)中「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。」とあるのは「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含み、介護保険金の年金支払特則の適用を請求する権利を含みます。」と読み替えます。

第11条(学資保険に付加した場合の特則)

この特約を学資保険に付加した場合には、第2条(特約の対象となる保険金等)、第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)および別表1中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	提出書類
1 指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (3) 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類(ただし、指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)①または②に該当する場合は不要。)
2 指定代理請求人の変更および指定の撤回	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

保険料口座振替特約条項 目次

第1条 特約の適用	第8条 主約款の適用
第2条 責任開始日および契約日の特則	第9条 がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険N E O（無解約返戻金型）またはがん診断保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第3条 保険料率	第10条 新変額保険（有期型）に付加した場合の特則
第4条 保険料の払込み	第11条 責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱い	
第6条 諸変更	
第7条 特約の消滅	

保険料口座振替特約条項

(平成29年8月2日改定)

第1条(特約の適用)

- (1) この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。
- (2) この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
 - ① 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。この場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること。
 - ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。)へ保険料の口座振替を委任していること。

第2条(責任開始日および契約日の特則)

- (1) この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当社の責任開始日(当社の保険契約上の責任が開始する日)をいいます。以下同じ。)とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日(注)の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 本条(1)および(2)の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条(1)および(2)に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金(以下「保険金等」といいます。)の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、当社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。
- (4) 本条(3)ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。
- (5) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第3条(保険料率)

- (1) この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
 - ① 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - ② 保険料の振替貸付が行われたとき。

第4条(保険料の払込み)

- (1) 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期中の当社の定めの日(以下「振替日」といいます。)(注)に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い

込まれるものとします。

- (2) 本条(1)の場合、振替日(注)に保険料の払込みがあったものとします。
 - (3) 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
 - (4) 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。
 - (5) 口座振替によって払い込まれた保険料については、当社はその領収証を発行しません。
- (注) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日(注1)に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条(責任開始日および契約日の特則)(1)の規定は適用しません。
- (2) 振替日(注1)に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合、翌月分の振替日(注1)に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとします。
 - ② 年払契約または半年払契約の場合、振替日の属する月の翌月の応当日(注2)に再度口座振替を行います。
- (3) 本条(2)の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第6条(諸変更)

- (1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社およびその提携金融機関に申し出てください。
- (2) 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当社およびその提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (3) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
- (4) 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条(特約の消滅)

- (1) 次の場合には、この特約は効力を失います。
 - ① 保険契約が消滅または失効したとき。
 - ② 保険料の前納がなされたとき。
 - ③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
 - ④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
 - ⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。

- ⑥ 第1条(特約の適用)(2)に定める条件に該当しなくなったとき。
 (2) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

第8条(主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第9条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)またはがん診断保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約をがん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)またはがん診断保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①～⑦の取扱いをし、第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。

- ① この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ② この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- ③ 当会社の責任開始期は、前①および②に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
- ④ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。
- ⑤ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が発生したときは、前①～④の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算します。
- ⑥ 前⑤に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。
- ⑦ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第10条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。ただし、第1回保険料から口座振替を行う場合は、同条(1)の規定を次のとおり読み替えて、これを適用し、同条(2)～(5)の規定は適用しません。
 [(1)この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当会社の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)とします。]
- ② 第3条(保険料率)(2)②の規定中、「保険料の振替貸付」とあるのは「自動延長定期保険への変更日からその日を含めて3か月以内における、当会社所定の利率による利息を付した延滞保険料の支払いの申出」と読み替えます。
- ③ 第4条(保険料の払込み)(1)の規定中、「払込期月中」とあるのは「払込期月の前月中」と読み替えます。

第11条(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

- ① 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条(責任開始日および契約日の特則)および第9条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)またはがん診断保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)の規定は適用しません。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)(1)および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当会社の定められた日を第1回保険料の振替日とし、その日(注1)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

- ③ 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日(注1)(注2)に口座振替が不能となったとき(注3)は、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(1)および前②の規定にかかわらず、次のア～ウのとおり取り扱います。
 ア. 月払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとします。
 イ. 年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に口座振替を行います。
 ウ. 前ア.またはイ.の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当会社が指定する方法で払い込んでください。

- (注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。
- (注2) 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
- (注3) 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
- (注4) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更(名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失)などの場合には、下記変額保険テレホンサービス、支社または取扱者／代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所をお知らせください。
3. 保険証券は大切に保管してください。

保険契約についてのご相談、お問い合わせがございましたら、ご遠慮なく下記変額保険テレホンサービス、支社または取扱者／代理店へお申し出ください。なお、ご照会の際には、必ず保険証券をご準備ください。

ご相談・お問い合わせは

あんしん生命 変額保険テレホンサービス



0120-517-104

<受付時間> 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

- ・保険契約の締結と生命保険募集人の権限…………… 17
- ・クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)…………… 18
- ・健康状態・職業等の告知義務…………… 19
- ・保険会社の責任開始期…………… 19
- ・保険金・給付金等をお支払いできない場合…………… 36
- ・保険料のお払込み…………… 44
- ・保険料の振替日、猶予期間および復活について…………… 44
- ・ご契約の解約と解約返戻金…………… 50

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など取扱者／代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記変額保険テレホンサービスにお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

ご相談・お問い合わせは

あんしん生命 変額保険テレホンサービス

 **0120-517-104**

<受付時間> 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

<取扱者／代理店>

<事務代行会社>



東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>